

1  
2  
92

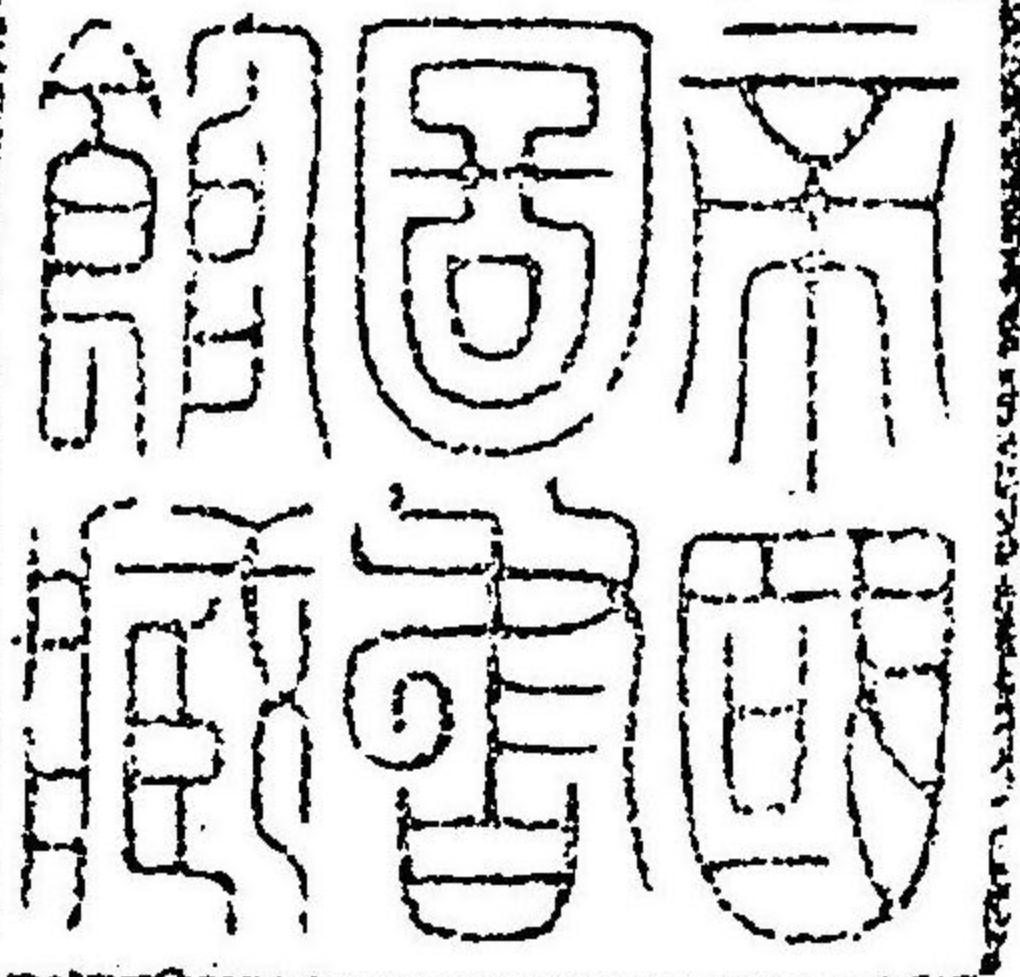
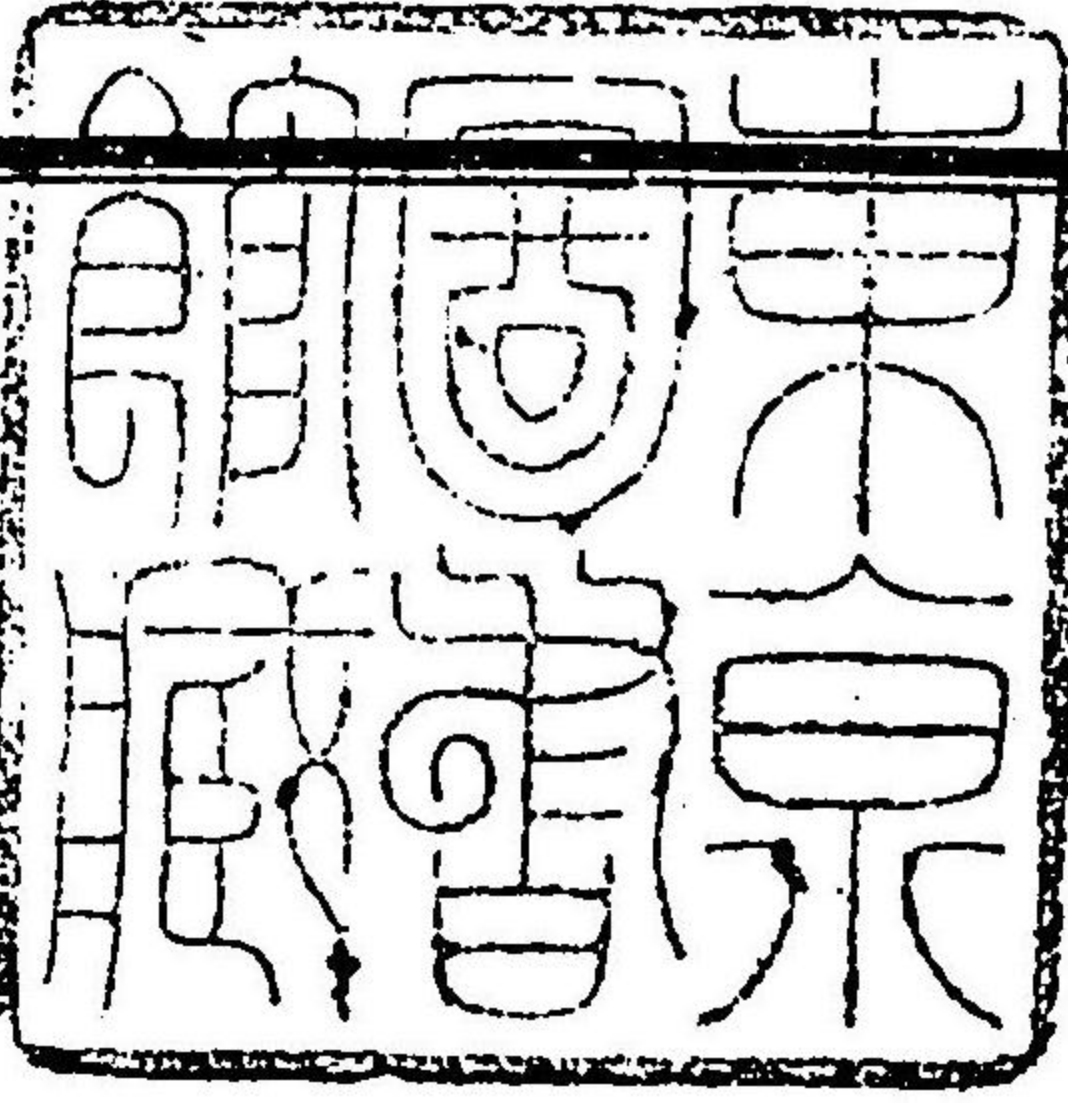
東 京 國 立 書 館

二 冊	九 二 号	五 架	一 函	屬	類
--------	-------------	--------	--------	---	---

祝詞約解

桂上枝著

下



りまを故は上よ云るが如し如此所聞食 兵波は而有者の

意よて波と濁音よて下なるも同音清て兵波と言は而者と

なりて意違へり皇御孫之命乃朝延 乎始兵天下四方國波 罪

不在止は消失て殘ありぞと也科 戸之風乃天之八重雲乎吹

放事之如ス紀 云々号曰板長戸邊神亦曰板長津彦命是風

神也と云をもて後よ志あるの風とは云也科 戸の息長也戸の

處の義則板長處也さて幾重にも重れる八重雲と放れく

にあるやう風の吹放てば消行く物故にかつと云雲をば放

つと云雲をば掃ふと云も文のわや也朝之御 霧夕之御霧乎

朝風夕風乃吹掃事之如ス御 之異も同くて或ハやめ或之強

く云詞也此所之深き霧の由にて強き意也大津邊 爾居大船

乎大津の邊と訓もわしむらねどおほつべと訓べし居と泊

り居るを云舩 解放舟 解放舟 置たるを解放つ也大海原 爾オホワタノハツと訓めど又オ

ホウナハラと訓らささらんか **押放事之如久** 押し放ち出す也 **彼方之繁木本** 俗言あると云事也凡てをちまちとあちこちと云事よてもと彼是の意あるを遠近とも書くと未也まゝと彼方と云て打見渡す所を云てあるたと云事也繁木と榮え茂れるを云 **燒鐵乃敏鐵以氏打掃事之如久** 燒て乃とある故に云万葉も夜伎多知と云詞あり敏ハ利なり **在止** 犯せる罪と消失て遺と無しと也あゝ之ハ強く云詞なり **被給比清給事** 諸人の犯したる罪事を指て云也遅く添たる事ハ非是と罪事と見されと下の言よかなとせ上の所々に見えたる如く言を省き自から其意を知せたる也 **高山之末短山之末** 天神地祇もろどもに高山の末短山の末も集ひ坐て聞食それより被戸神等が罪穢を受取玉ひて根底の國へ被却り玉ふ也かゝれば此高山短山と上も有る高山短山と同し所也 **佐久那太理** 爾サと異にて真下垂也

扱其水の落る所を久良とも多爾とも云久良ハ久那多爾ハ多利よて久那多利より出たる名也 **落多支都** 萬葉落多藝知流るゝと同語但し体言へ續く時ハ津と云用言へ續く時ハ知と云也湯のタギルカ云も同言にて急流の狀を云たるより体言と成りたるならむ **速川能瀬坐須** 川の急流あると速瀬と云 **瀬織津比咩止** 云神大海原爾持出 **茶瀬下** 云て諸神の於中瀬鹽加豆伎ハある意の御名にて八十柱津日神也 **如此** 持出往波荒盤之鹽乃八百道乃八鹽道之鹽乃八百會爾坐荒山荒野も同く生なぐりの儘を云て則潮也沙也八ハ彌の意にて則八千八百の略言その八百道の築り合て海底も卷没るゝ所と八百會と云 **速開都比咩止** 云神 諾大神生水戸神名速秋津日子神速秋津日女神と有り是伊豆能賣神と同神也秋と明也御楔に清まりたる由の御名也此海上の湖の八百會ハ根の國の方へ湖の没行戸口なれと是又彼方の水戸也此神を配に水戸神也と有り考合をべし **持可吞** 如此可

可カ香カ持チの輕レく添タる詞可カ可カと水ミヅを香カ音ネと云フムカフカフカ  
 と香カカカカカと嗅ニひる云フ如ク氷ヒヤ香カ音ネをさシたる也ナリ氣キ吹フ  
 戸ド坐マ須ス戸ドは處トコロ也是レの第一ノの譬ヒ科カ戸ドと云フるそれと一つツよ  
 て天アメにも地チにも上ノり下ノりも物モノを氣キ吹フ送ツる風カゼ氣キの脈マカを云フ  
 る也高タカ短ミダの山ヤマの末ノより落ツ瀧タギつ早ハヤ川カハより大海オホウミ原ハラに持テ出デるも  
 水ミヅの潤ヌル下シる性セイに依ルると云フとも此コノ神カミの氣キ吹フ處トコロより吹フ送ツるに  
 より又マタ大海オホウミ原ハラより根ネ國クニに運ツひ送ツるにも此コノ神カミの氣キ吹フに依ル  
 事コト水ミヅをも涙ナミダをも風カゼの心ココロに任ニざるにて知ルるべき也ナリ氣キ吹フ戸ド主ヌシ  
 止ト云フ神カミ又マタ名ナ神カミ直ナカ日ヒ大オホ直ナカ日ヒ神カミ也氣キ吹フと云フ風カゼ神カミの如クくもれど  
 氣キ吹フ戸ドと云フ時トキ其ソノ風カゼの氣キ吹フ所トコロを云フる也ナリ根ネ國クニ底ソコ之ノ國クニ爾ニ是レ即チ  
 黃オウ泉セン國クニと云フ抑ヨ禍ワ事コトのもと黃オウ泉セン國クニより起ツり來キると被レ禊ス其  
 罪ツミ穢ケガレの凶ヨク事コトを本ホノの黃オウ泉セン國クニへ歸リしやるまマに於テ此コノ被レ禊スを  
 る事コトを天アメ神カミ地チ祇ヒメの聞クし食クし納メるれば此コノ段ノの神カミたち被レ禊ス以テ棄  
 たる罪ツミ穢ケガレの凶ヨク事コトを次第ノに黃オウ泉セン國クニへ送ツり歸リしやり玉タマひて世  
 の中の罪ツミ穢ケガレ除ヘまり清スまりて凶ヨク事コト無クき是レぞ被レ禊スの旨メ趣ス也ナリ

氣キ吹フ放フ氣キ吹フは氣キもて吹ク也放チちの放チち遣リる也ナリ借カ開キ都  
 比ヒ咩ヤにハ香カと云フ此コノ神カミに氣キ吹フ放フと云フるも實マコトに此コノ異イ有リ  
 かの香カ玉タマと顯シ國クニの罪ツミ穢ケガレの除ヘまり亡シるなれハ香カ没シ失スふ也ナリ  
 此コノ放チちの既マデ根ネ國クニの方カタ移リたるを受ケて根ネ國クニまで遣リ玉タマ  
 ぶなれば御ミ息イもて吹ク遣リ玉タマ也此コノ二ニつツの意イばへ直ナカ里リ神カミと  
 伊イ豆マメ能ノ賣ウ神カミとに能ク當タれヌ如ク此コノ氣キ吹フ放フ根ネ國クニ底ソコ之ノ國クニ爾ニ  
 坐イ速ス佐サ須ス良ラ比ヒ咩ヤ登ト云フ神カミ佐サ須ス良ラ比ヒ咩ヤと云フ可カきを同ドウ言ゴンの重  
 あるを省シく例レイ古コ言ゴンより有リ旅リ人ヒトとタビト留ト留トをトマルあとの  
 如シし須ス佐サ之ノ男ヲ命ノの別ワカ魂マタマあらむ持テ佐サ須ス良ラ比ヒ咩ヤ失シ行ユク方カタも知ル  
 を成スし亡シ玉タマ也ナリ如ク此コノ久ク失シ天アメ皇ミコ我ガ朝アサ廷テイ爾ニ仕シ奉ホウ留リ官カン官カン人ヒト  
 等ト乎ヤ始ハジ天アメ下カミ四シ方カタ爾ニ自ヨリ今イマ日ヒ始ハジ罪ツミ止ト云フ布フ罪ツミ波ハ不フ在シ不フ在シ  
 止ト被レ玉タマ清ス玉タマ事コト乎ヤと次ツギの語コトバともを隔ヘて續ツく詞コトバなり高タカ天アメ原ハラ爾ニ  
 耳ミミ振フ立タテ聞ク物モノ止ト此コノは千チ木キ高タカ知チと稱ナ辭ジすると同ドウし意イにて只タ高  
 くと云フ事コト也必カナラしも高タカ天アメ原ハラまで至ツる由ユにハ非ヒ馬ウマ牽ヒ立タテ馬ウマ  
 ハ耳ミミ疾イき獸ケモノ故ユと神カミ等トの疾イく聞ク玉タマ由ユて被レに用ユる事コト神カミ賀ガ

詞にも馬と擧て耳の彌高爾云々と有るにても知らる又天  
武御紀に大祓用物の内祓柱馬一匹三代格又大祓料物の内  
馬一匹と見ゆ然れハ馬も祓物又出そ事あれど千座置坐に  
置物に非ねは取分りて爰又引立る事を云るにや有ん  
今六月晦日夕日之降乃大祓爾祓給比清給事乎諸聞食止宣夕  
日之降とは夕方方の事にて久陀知も古言也朝もそる事に  
ハ朝日之豊榮登爾と云朝夕の事を古言にかく云也  
四國ト部等下部ハ解除の事を執るあれば右の事畢りその祓柱と  
川邊へ持出して流しやれと仰せ玉ふ也備是も中臣の宜る  
あれど祓の詞一段畢りて別に下部に仰そる詞也四國伊豆  
登岐對馬の三國又京あると加へて四國とせられし又常  
陸を加へてあるハ又對馬の上下二縣と各一國とせる由の  
説も有り又式の印本に四毛國と有る毛の字も論有れど  
貞享本又無きよし出雲本の校異に見ゆれハ全く衍也大川  
道爾海原く祓物を流しやるに川は道あるは殊又道とい云

るあり 持退出氏祓却止宣 退とい京より外へ往くを云祓却  
ハ神祓令に下部爲禰除と有る是也備此文は初の集侍親王  
云々の段と共に二季の大祓の定まりし時に加へられし文  
あらん

東文忌寸部厭横刀時呪 西文部 學令義解に謂居在皇城左右

故曰東西也前代以來奕世繼業爲史官或爲博士因以賜姓總  
謂之史也ふは大和の皇居にて云東西あるは東ハ大和西ハ  
河内あり神祓令又六月十二月晦日大祓東西文部 謂東漢文  
立西漢文 皆上祓詞讀祓詞 所讀者也 詔百官男女聚集祓所中臣宣祓  
詞下部爲解除今日の晩に先つ天皇の大御身に荒世和世の  
御服を奉り大御身の長を量り御幣を撫坐ると中臣又中臣  
女仕奉りぬ備文部御庭に参りて刀と人形を奉りて漢音の  
呪を中事終て百官の大祓ハある也右中臣の女宮主文部の  
事は式又諸記録共多く出た里

謹請皇天上帝史記の天官書又中宮天極星其一之明者太一

帝居正義と泰一天帝旁三星三公之別名○皇天上帝の我古  
典と皇祖天神と記されて一神を指定めて申せるもの非と  
況く天上の主宰を申せる也 **三極大君** 三台星を云る也史記  
天官書正義と三公三星云々爲太尉司徒司空之象主變理陰  
陽主佐機務云々と有る是也又太微垣にも三台星あり云々  
日月星辰 辰の時也書洪範に五紀四曰星辰とある傳又升八  
宿迭見以叙節氣と有るを云也 **八方諸神** 八方は方位に拘り  
てには非と有らゆる群神を總稱るにて八百萬神と云に似  
たる語也 **司命司籍星經** に司命司祿司危司非各二星云々天  
官書に四曰司命六曰司祿 **左東王父** 考君中經に東王父者青  
陽之氣也云々在蓬萊山十洲記に扶桑地方万里上有太帝宮  
太真東王父所治之處也此太真東王父は太真伏羲氏也 **右西**  
**王母** 老君中經に太陰之氣也云々諸書に太真西王母とも見  
え太真東王父の伏羲氏なるに准へて是即ち女媧氏にてそ  
有ける老子中經に乾神号曰伏羲坤神号曰女媧と云り **五方**

五帝五行大義に皇伯皇仲皇叔皇季皇少此五帝並天上神下  
治於世次第相接治太微宮其精爲五帝之座五星隨王受氣即  
明堂所祭者也と有る是也 **四時四氣** 春夏秋冬を主る神也四  
氣とは四時相當に行はるゝ氣を云暖暑涼寒を云也 **捧以銀**  
**人請除禍災** 神祇令 大祓 東西文部上祓刀と有り拾遺にも上  
祓大刀と有り人形の事ハ無れど此文にて著し請の神祇に  
請ふなり **捧以銀人請除禍災** 捧以金刀請延帝祚式に金銀裝  
黃刀二口と有る是也 **呪曰東至扶桑** 十洲記に扶桑地方萬里  
上有太帝宮と有る是也皇國を外國より稱せる号也去は文  
部の祖先ハ漢種なる故に彼云所を用ゐたる也 **西至虞淵**  
其地詳ふとせされと淮南子に縵於虞泉是謂黃昏また文選  
吳都賦に虞淵日所入也と有り **南至炎光** 十洲記に岑州在南  
海中有火林山山中有火光獸云々 **北至弱水** 禹貢に導弱水  
と見え後漢書東夷傳に夫餘國北有弱水玄中記云天下之弱  
者有崑崙之弱水鴻毛不能載之と見ゆ但し此等の東西南北

の遠地を大凡に云しなれば扶桑の如きは皇國なれ共其餘の所在は不分明なるもの也深く泥む可らふそ千城百國精治万歳万歳万歳四海の内平安なれ也まは文部の遠祖の時より傳れる文に聞えそ後に漢國又ハ百濟などの巫祝の唱る詞に依て作りけむ皇朝に由なき事也後に此被を止められしまそいとく先でた々れ

鎮火祭 神祇令に季夏火鎮祭義解に謂在宮城四方外角卜部等鎮火而祭之爲防火災故曰火鎮と見えたりまハ六月十二月の晦日の夜に入て行ふ祭也宮城の外角とハ大裏の外廊の四方の角也

高天原 兩神留坐皇親神漏義神漏美能命持氏皇御孫命波豐原乃水穗國乎安國止平久所知食止新年祭の條に委しく有れば省く天下所寄奉志時爾此の天下と有るを水穗國と云と異也と云説も有れと意ハ大ら同きものとしてよらん事寄奉志天津詞太詞事乎以氏申久神魯岐神魯美の命

以テ皇孫命事依し玉へる天津祝詞あれハ天都詞と云語と上に冠せて天つ祝詞の太祝詞とは云る也借下の事教悟給支と云迄を云也神伊佐奈伎伊佐奈美乃命神素盞鳴尊神天皇とも申を類にて祝詞には例なけれ共稱辭也妹背二柱上古は男女相並ふ時は夫婦にまれ兄弟にまれ他人にまれ男を背と云女を妹と云也此は夫婦共に同宏嫁繼給氏御合坐を事を云記に美斗能麻具波比又久美度あ何れも八尋暇の用を云るあれば是も就處也國乃八十國嶋能八十島乎生給比記に二神の生坐る島十四とし紀は大八島のみ生坐るにて處々小島は潮沫の凝て成れる也と有り此祝詞の傳は國々島々皆生玉へる物としたり固より祝詞は稱辭を主とそる物あれば八十國八十島と廣く大く云ひ述たるならん八百万神等乎生給比是も又稱辭にて多くの神等を云也麻奈弟子爾最末の子と云にて麻奈ハ眞之あり最始をまさき至りて末をまますると云に同し火結神生給氏火も萬物を

産成す徳有る物ある故に此神を火産靈神とい申そ也美保  
 止御陰也記の例富登とい皆女に云れ男陰に渡らぬ名  
 にや又迦具土神の御陰とも有れ男に渡ら共云難し被  
 燒氏夜迦訓延と古言也此神の御身やがて火にて其火や  
 げて火産靈神なる故に御保止と焼れ玉へる也石隠坐氏石  
 隠の陵墓の巖もて造れ万葉に石墓にあもる共よめり石  
 屋を閉て幽居まそ由にて御産の有状のいみぢからむ事と  
 像て思はし坐て也夜七夜七夜八の専ら彌の器にて正數  
 に云は稀也七の専ら正數に用ゐたり吾乎奈見給比吾を見  
 給ふ事勿れ也其莫と上に先づ云事古書に例多かり吾奈  
 妖乃命止申給比汝兄の命也夫婦兄弟に限ら老女と妹と云  
 如く凡て男を尊み親みて呼ふ稱也妹の此方の制字也此七  
 日波不足氏女神の約り玉へる七日七夜の日數ふ未た足  
 らざるの日數の過を待あへ玉はきて也借その見そあはし  
 し時に既に火を生て坐りしるば也隠坐事奇氏止國々島々又

八百万神等を生給ふ時あどもかく石隠坐さり々むを此時  
 殊更に斯在しかは奇とと思はしけんかし見所行須時是と  
 敬ひ語に見そあはると云又ツナハスとは見る所行と云辭  
 也故又石屋戸と引開きてそ見顯し玉ひけむ火乎生給氏火  
 産靈神の形體と火にて御坐るあるへし御保止乎所燒坐支  
 給ふと坐と共あがめ詞あれど少しく分ち有るを以て  
 二つに書分たる也如是時爾吾名妹乃命能吾乎見給布奈止  
 申乎現今又見る所と答めて云也未見さる前より驚ると上  
 に謂る奈見給比曾也吾乎見阿波多志給比津中給氏あとた  
 そとと劇しく不意に人と驚そ意にてその阿波の淡女惡む  
 あとの阿波よて物の見劣りそるやうの言也吾名妹能命波  
 上津國乎所知食志倍吾波下津國乎所知上白氏上つ國と紀  
 に上國此云羽播都矩偏と有て即此國土を云下つ國のそれ  
 又對へて國土の根底と成れる夜見國を詔へる也借其國よ  
 往坐まく欲し立しは火を生給へる御有状の見苦しきを男





饗狹物與津海菜邊津海菜爾至爾至御酒者既邊高知既腹滿  
 雙氏和稻荒稻爾至爾至如橫山置高成氏高成氏  
 天津祝詞乃太祝詞事以氏稱辭竟奉止久申上に太祝詞事乎以  
 申久と有る結び也天下を安國と統御む爲に鎮火祭の神事  
 を天神より傳へさせ玉へると下に至りて皇御孫の朝廷よ  
 御心一速比給波志としてと云て此にての朝廷の事  
 にして如何なる如くなれ共既に云る如く祈年祭詞に天  
 下百姓の農業を始むる事を今年二月に御年初將賜として  
 と申せると同く他祝詞の例悉く然と  
 道饗祭神祇令に季夏道饗祭義解に謂卜部等於京城四隅道  
 上而祭之旨欲令鬼魅自外來者不敢入京師故豫迎於路而饗  
 遇也と云り京城四隅といふ京の外廓の外の四隅也又國は疫  
 病など起る時の國界にて京に疫るとある時の宮城の四隅  
 に祭る是をの後に四角四隅の祭と云令にの常例のみを奉  
 されと京城四隅の祭のみ也神々のとへて其社前にて祭る

るを比神たちは其時々衛み御饗を進つりて祭り玉ふ故  
 に此祭の稱を道饗祭といふ云ならむ  
 高天之原爾事始天皇の大御祖とまを遷々靈命の天降ま

して此御國と知りめし事の高天原座と産靈大神天照  
 大御神の御議事始りて其御世治看そ方の御政の即て天  
 御祖神等の定め玉へる事のまに行ひ玉ふ事なる故よ  
 如此の云也皇御孫之命止此命の皇御孫に屬る命よ非と皇

御孫の御言としてと云意也命てふ言をつらと只皇御孫と  
 申せる例も多し上の文を引續けて高天原に坐る御祖神等  
 の事始め玉ひて御世知看そ皇御孫の御言として稱辭竟奉  
 ると云か如し稱辭竟奉大八衢爾八衢爾入の彌にて數多き衛を云  
 湯津磐村之如此神等の功の弘く大なる事を湯津岩群に

壁へいた彼千引石の夜見戸に塞り坐るも係けて言る文  
 あり塞坐皇神等之前申久八衢比古八衢古賣此神の道反  
 大神の夜見戸に塞り坐て彼國より荒ひ疎ひ來る鬼を防ぎ

玉ふ御靈と稱に祭るより稱へ申せる御名也久那斗止御名  
 者申氏記云々神名衝立船戸神とあり紀是謂岐神岐神此  
 云布那斗能加微と云此の道の關とある神也布那斗久那斗  
 音通へり布の經久と來なり布と久と合せて云へ此處  
 を經て來勿と云意戸の處此より來莫と障留る處に坐そ神  
 と云意なるへし辭竟奉久根國底國利與備疎備來物爾凡  
 世は在る禍事妖物の本の根國底國より發れるある故も如  
 斯は云也相率相口會事無氏波久根國底國利與備疎備來物爾凡  
 有り仍て此一連の言の意其處に云り率と他より物そる事  
 に移り乘るを云ひ口會とい先の言事を受入れてそれに心  
 を同くするを云也下行者下乎守理上往者守乎守理かの根  
 國より起來つる禍事妖物の下行むとせの下の守り上行む  
 とせの上を守りて防ぎ玉へど也夜之守日之守爾守奉齋奉  
止禮此所にかく嚴重な齋奉れと合せ玉へる事皇孫の御言な  
 らんも然る事なら始に高天原に事始と云終に天津祝

詞の太祝詞事以稱辭竟奉と有るとを合せて考るに天降坐  
 一時又天神の此神等と祭らむ時又如斯云へと詔傳へ坐る  
 太祝詞のまゝにてそれ即て天神の禰神と合せ玉へる御言  
 ある可くぞ思ひる也進幣帛者明妙照妙和妙荒妙爾備奉  
 御酒者取邊高知瓊腹滿雙氏母爾山野爾住物者毛能  
 物毛能荒物青海原爾住物者乃廣物駮乃狹物與津海菜邊  
 津海菜爾至爾氏横山之如久置所足氏進宇豆乃幣帛乎平  
 聞食氏大八爾湯津磐村之如久塞坐氏皇御孫命乎堅磐爾  
 常磐爾齋奉茂御世爾幸爾奉給止申前に幾度も舉つれ云  
 迄も非す又親王等臣等百官人等天下公民爾至氏道  
 祭に於京城四隅道上而祭之とわれの天皇と申すに及とそ  
 親王諸王諸臣及百官人等始京師と住ふ限の人の爲のみの  
 事ある可かんめるを天下公民を載たるの京師四隅の外な  
 るを以推す時の打合はさる心ちのする事あれどもよの道  
 饗祭の朝廷のみの御事とい非す天下公民と至るまでも凡  
 て外より來む鬼魁と相交り相口會ふましくその爲も凡

いせ玉ふ事あれば其堺に坐る障神等の次々追送り出し更に來らむに悉くは防ぎ過め玉ふ御事ななん有りける平久齋給止イヒマツ上に夜守日守を奉齋奉とある齋よて諸の災殃無く平安あると云事也カクツカキ神官まゝの祭を行ふ卜部と云天津祝詞乃太祝詞事乎以氏稱辭竟奉止申上の大八衢爾より齋奉禮止と有る以上の文よて其より下なると當今行はせ玉ふ祝詞の文あるものなり

**大嘗祭** 上代より大嘗新嘗の分ち無し天武天皇の頃よりや分ち云事にありつらん大嘗新嘗とも天皇の聞食を主とする事よて神を奉り玉ふも天皇は聞食さむとるよ就て先奉り玉ふ也故に古書聞食とのみ云りされん天皇の大嘗と聞食むとするに依て幣帛と奉り玉ふにて此祝詞之其由を申させ玉ふにあそわれ大嘗を奉り玉ふ祝詞に非ず大嘗よ依て幣帛を奉り玉ふ祭と云事也神に奉り玉ふをのみ主と心得たるは古意よ非ず即皇御孫命の大嘗聞食奉爲故爾と有るよても知る可し

詞の太祝詞事以稱辭竟奉と有るとを合せて考るに天降坐し時に天神の此神等を祭らむ時又如斯云へど詔傳へ坐る太祝詞のまよてそれ即て天神の御神よ令せ玉へる御言と有るよても知る可し

**集侍神主祝部等諸聞食登宣** 祈年月次祭例も同じ但し此之

大臣以下諸司の共に預るにて是無く唯神祇の官人のみにて供奉れし者也故に大嘗新嘗共神饌と供せらるるよ本よて願幣の却て未あるの故也高天原神留坐皇陸神漏

伎神漏彌命以天社國社登敷坐皇神等前爾白久敷坐とい宮殿を建て其所よ鎮坐事を云祈年月次共稱辭竟奉りと有り彼の此方よ天社國社と定め齋き祭る由ある此其天社國社と神等の鎮坐を方と指て云よて主客の違也今

年十一月ツキ中卯日ヒ中ナカ都卯日ツキと讀可し天都御食乃長御食能

遠御食登皇御孫命乃大嘗聞食奉爲故爾此大嘗に當りて皇御孫命の聞食し初る大御食を直天津御食と申成て祝玉

ふ也 皇神等相宇豆乃比奉氏

宇豆奈比と同言にて其意ハ諸

合と均し俗ハ神の納受し玉ふと云に當る貴子珍子宇都御  
子宇豆乃御手宇豆乃幣帛等と思ひ合するハ珍貴ふ意と憐  
愛しむ意と物を尽し極めざる意と有て皆同類の言也奈比  
ハ商呪トあるとの例に同く物の並累る狀の時云詞也奈比と  
乃比とハ音通り調償などの例也宇豆乃比玉ふ狀と御祈の  
事共々聞食感々玉ひて當年大に年月て豊饒あるを云あり  
たり 堅磐爾常磐爾齋比奉利茂御世爾幸爾奉爾依爾天社國  
社の神々の御守護ハ因れる事を云也然れハ祈年月次等祭  
ハ御祈有て報賽の爲ハ行ハせ玉ふ此新嘗祭ハ有ハ必其  
事を引出て幸奉止依氏との宣る事也依志賜爾依氏と云意  
味也次の千秋五百秋云々聞食氏云々と有ハ對照して曉る  
可し 千秋五百秋爾平久安久聞食氏 上ハ皇御孫命乃大嘗聞  
看半爲故爾と有る其大嘗を千秋五百秋ハ平久安久聞食  
食と也 豊明爾明坐半 豊ハ例の稱辞明はもと大御酒を食と

大御顔の赤らみ坐せるを申せる言也又赤丹穗に聞食と有  
も同事にて御酒を食て御顔ハ赤るを申せる也又大嘗祭詞  
ハ御食との有て御酒の事ハ云さるも豊明爾云々と  
有ハ如何と云ハ凡て御食と云ハ御酒も其中ハ具る内ハ大  
嘗ハ殊ハ御酒を重く玉ふ事云も更也中臣壽詞の文を以  
知る可ハ然れハ豊明爾明坐と云ハ元彼登余本肢本肢或ハ  
神築爾集又伊豆乃千別爾千別氏と云格の語あるハ即其  
宴の名とハ成れる也借もとの諸神の相嘗も至尊の聞食も  
同日の事なりけむを中古よと卯日ハ神事にて辰日ハ豊明  
節會也 皇御孫命能宇豆乃幣帛乎明妙照妙和妙荒妙爾備奉  
氏爾の下ハ至當爾の字を加へて意得可し 朝日豊榮登爾稱  
辭竟奉久諸聞食登宣

事別忌部能弱肩爾太極取挂氏持由麻波利仕奉幣帛乎神  
主祝部等請氏事不落捧持氏奉登宣 事不落とは事を漏さ  
と也祈年月次二詞ハ事不過と有リ同事あり言やぢ

依て其義も少異あり此の幣帛と主と云ひ彼の祈言と主と  
立たる也公事根源も新嘗祭の神今食に同一平手の數十二  
其外の替らそ是の今年の初穂を神に奉らせ玉ふ義也  
鎮御魂齋戸祭中宮春宮伊波比度と訓可一戸の借字にて  
處の意也此の神祇官の齋院の事にて八柱神を齋奉る處  
る故に齋戸と云也斯て此祭の彼處にて行ゆる、故に齋戸  
祭と云抑此祭に限りて其行ふ處と以て祭の名ととる事  
彼十一月に宮内省にて行はる、鎮魂祭有る故に其と分む  
爲に處の名を以云なる可し此祭と御坐所に至るに坐坐む  
事を祈り玉ふを主とし鎮御魂と云も御坐所に鎮る由也故  
に初々大殿の事を云終に平久御坐所爾令御坐給止云々と  
云り此を於富美多麻志豆米伊波比度の祭と願來れ共於富  
美多麻乎伊波比度耳志豆半留祭と訓改む可くなむ中宮春  
宮の式に神祇官西院坐御巫等祭神廿三座と有る中に御巫  
祭神八座と有り此御巫を祝詞に大御巫と有り右社々は何

れも御巫の齋奉る中に殊に此八神と鎮魂の神に坐り故に  
中宮よりも東宮よりも御巫を附進せられて祭らし先玉ふ  
也されり天皇の御の大御巫此を守り中宮東宮のは各其巫  
有て此を主る事也と見えより故祭式なる此條下にも中宮  
准之と見え又別に東宮鎮御魂齋戸祭とい有也たり又鎮魂  
祭の下にも中宮准之云々情十一月中寅日宮内省にて鎮魂  
祭を行ひ玉ひて御魂緒を結ひ御魂篋も収光十二月に至て  
そを右の齋戸に鎮奉り去歳の舊に易ふ此を鎮御魂齋戸祭  
とは云也さて鎮魂祭に御靈を殖しふるを御魂匣に收て齋  
戸に鎮祭る事はしも右の八神の祈年祭の下に説る如く天  
皇と始奉り天下人頭の身体を守護玉ふ神に坐る故にその  
神等の齋戸を御魂の御坐所と爲玉ふ事也

高天之原爾神留坐須皇親神漏伎神漏美能命乎以氏皇神孫  
之命波豊葦原能水穗國乎安國止定奉氏此までは天皇の御  
事以下は八神の御在所にて所謂齋戸の事也さて安國と平

く所知食と定奉てと云意也如此有り過る状なるは鎮魂の事にと專要なれ國所知食と專の委しきには及はされぬ也

下津磐根爾宮柱太敷立高天之原爾千木高知氏天之御蔭

日之御蔭止稱辭竟奉氏

此ハ神祇官西院の祭神八座の鎮坐

そ宮居の事也如此云例ハ春日祭の詞も有り稱辭竟奉氏より後段なる奉御衣波云々と有ても天皇の御上と云るにハ非る事著さを猶天皇の宮殿の御事に稱辭竟奉と云例なきをも思ふ可き也

奉御衣波

此ハ八神殿に奉らせ玉ふ也

上下備奉氏

記諸命の祓に御衣御裳御禱有り又應神天皇の段に避上下衣服とありて次に織縫衣揮云々と有は揮を下と云ふりと思ゆれと上下と有るは天皇中宮東宮共に男女の服表より裏まで機領巾の類までとも漏さそ備ふるを云ならむ

宇豆乃幣帛平安幣帛能足幣帛止平久聞食氏皇朝廷乎

邊高知驛腹滿雙氏山野物波甘菜辛菜青海原物波鱈廣物鮓

狹物與津海菜邊津海菜爾至

雜物乎如横山置高成氏獻

留宇豆乃幣帛平安幣帛能足幣帛止平久聞食氏皇朝廷乎

常磐爾堅磐爾齋奉茂御世爾幸爾奉給氏自此十二月始來十

二月爾至

爾平久御坐所令御坐給止今年十二月某日齋比

鎮奉止申

彼鎮魂祭の御魂匣を天皇中宮東宮の御魂として

八神の御坐所の齋院に平々く令大坐給へと祈申させ玉ふ也自此十二月は去年の齋きを當年の新しきに改めて納替るを云り當十二月に鎮祭るは來年のなり是以來十二月爾云々とは云ふ也

○備此に付て古は庶人までも魂祭を物したるにや詞花集に會根好忠魂祭る年の終り成にけり今日にや又も逢ひとすらひと詠るあを亡魂を祭る事とは聞えされば也

此は魂祭とる十二月又成ぬ此事を物とるは異幸くて又來年の今日又逢はひととるあふひと云事あればあ

の鎮魂齊戸祭を見擬ひ行ふの故也

○御坐所は天皇の御座所を云ふ非を謂ゆる齊戸よて八神殿の御事也

十二月某日は月の中又吉日を擇ひ用ゐらるゝ也

齋比鎮奉止申と十

一月鎮魂祭の御魂匣を右の八神の御座所の齋處に鎮め祭らせ玉ふとあり

伊勢大神宮

崇神天皇六年又倭の笠縫邑に齊ひ奉りたるを

垂仁天皇二十五年に大御神の敷へ玉ふまよく伊勢國度會縣五十鈴川上に齊き奉りしと紀見ゆるが如し

二月年六月十二月月次祭

是より下の六の祝詞と伊勢大

御神の宮にむらひて御使の中臣の宣り申す也神宮の例年中三節祭と云て殊に重みとるは六月十二月の月次祭と九月神嘗祭と合せて三節あり此等の祭の儀と延暦の儀式帳などに委し

天皇我御命以

此は殊に皇御孫命と有へきと臣民に宣坐

る大命の如く有るべうも覺えと神に告には必御孫命と有るに今の京と齋る春日平野久度古開又此詞に天皇と書れさるの世降ちて古の格の漸失れたる故ある可し度會乃宇治乃五十鈴川上乃宇治も五十鈴も地名也然るに五十の鈴

の天より降りし由と云ると倭姫命世記にも出て古き説るがら據るに足らざ下津石根爾稱辭竟奉皇太神能大前爾申久下津磐根又齋き奉ると云事とて聞えざるは非れば石

根の下敷言と脱しさるやの疑の取り難くあむ常毛進流二月祈年ラキントシ月次祭ツキナシ唯以六月ツキナシ大幣帛乎オホヒラ齋内親王奉入詞に依恒例

と有如く常住不斷の事と成て有と云此詞より始れて伊勢に幣帛と奉らせ給ふ詞とい皆有あり某官位姓名乎為使天神祇令又凡常祀之外須向諸社供幣帛者皆取五位以上卜食

者充唯伊勢神宮常祀亦同と有て古くの異姓の人も有りり也後より中臣一姓の人と以祭主と補せられ他姓を用ゐられし事無し令捧持氏進給布御使の中臣と捧げ持しむるを云御命乎上に天皇我大命以と有る對照也中給止申上の

申より下まで三の申は御使の申す由也

豐受宮大神宮式に豐受大神一座相殿三座此登由氣大神の大意祭の條と云如く五穀を始人の生榮ゆる物の御祖とま



しませば日大御神と並次て崇み奉る事誠と然ぞ有可き此  
 宮の御事は外宮儀式帳等の書と委し倍此所と右同祭と云  
 言落しもの也前後に此類多し本のいと乱れより々む  
 天皇我御命以氏度會乃山田原乃度會郡沼木郷山田原と坐  
 ちと式に見也此所と鎮座の事儀式帳と見えたり伊勢五部  
 書とは種々の事有れと信難き事先哲の説の如し下津石根  
 爾稱辭竟奉流豊受皇神爾申久常毛進流二月祈年  
 以六月祭  
 大幣帛乎とてて前の大神宮の詞に同けれバ省く某  
 官位姓名乎爲使天令捧持氏進給布御命乎申給久申登由氣  
 儀式帳に即大神宮司上版位告刀申と有る是なり  
 四月神衣祭此神祇令に孟夏神衣祭義解爾謂伊勢大神宮  
 也此神服部等齋戒潔清以參河赤引調糸織作神衣又麻績連  
 等績麻以織敷和衣以供神明故曰神衣この儀等式に委し倍  
 神服部の織の絹也赤引糸即ち鬚糸にて參河の神戶より獻  
 りて伊勢の多氣郡の服部等服部郷に在て織る也又麻績連

等は同郡麻績村に在て麻を以織るなり此祭四月九月共に  
 十四日に有りまの皇大神宮と荒祭宮に限り行へる、神事  
 にて外宮にハ無き事也  
 度會乃字治五十鈴川上爾大宮桂太敷立天高天原爾千木高  
 知天稱辭竟奉當天照坐皇太神乃大前爾申久既に前に有ハ  
 殊更に説そなむ服織姓氏錄に服部連天御梓命之後也と見  
 え御官雜例集に引る神服連等の解狀に於神衣勤者掛畏天  
 照坐皇大神御坐高天原之時以神部等遠祖天御梓命爲司以  
 八千々姫爲織女奉織云々と有り麻績乃人等乃常毛奉仕  
 拾遺に令長白羽神伊勢國麻績種麻以爲青和幣と見えたり和  
 妙荒妙乃織乃御衣乎大神宮式に和妙衣者服部氏荒妙衣者

麻績氏各自潔齋始從祭月一日織作至十四日供祭と有る是  
 なり進事乎申給止申儀式帳に宮司常例告刀申と有る是也  
 荒祭宮爾御鎮座傳記に荒祭宮一座皇大神荒魂神也伊弉諾  
 尊到筑紫日向小戸橋之檉原而祓除之時洗左眼因以生日天

子<sup>マ</sup>大日靈貴也天<sup>ノ</sup>下化生名曰<sup>フ</sup>天照大神荒魂荒祭神也謂<sup>フ</sup>祓戸  
神瀨織津比咩神是也と見也 如<sup>カ</sup>是申<sup>テ</sup>天進<sup>シ</sup>止<sup>ム</sup>宣<sup>ス</sup>上なるハ宮司  
の直に神宮に向て申すなるハ故に申給<sup>ル</sup>申<sup>ス</sup>といひ此なる  
ハ宮司其祝詞を申して後に大神宮の禰宣内人に宣て其宮  
に申さしめ奉る事なる故に是に於て禰唯ある也 禰<sup>チ</sup>宣<sup>キ</sup>内<sup>ノ</sup>人<sup>ト</sup>  
禰<sup>チ</sup>唯<sup>キ</sup>式<sup>ニ</sup>に二所大神宮者禰宜大内人毎旬率物忌父並小内人  
等<sup>ヲ</sup>分番當直荒祭宮にも内人二人物忌小内人各一人と有り  
禰禰宜は職事内人は番上也  
ミナツキツキナミ六月々次祭 上<sup>ニ</sup>二月祈年六月々次祭と標して祝詞有<sup>ル</sup>最  
初<sup>ニ</sup>出たる神祇官の二月と六月の祭と同じ祝詞有<sup>ル</sup>如し  
然るをこゝと重ねて六月々次祭とて祝詞の異なるを思ふ  
よ上あるハ天皇の御使中臣の宣る詔<sup>ヲ</sup>言<sup>フ</sup>よ、に擧たるハ  
大神宮司の申す祝詞也此條又四時祭式の同宮の祭の條に  
も使の中臣申<sup>テ</sup>詔<sup>ヲ</sup>次<sup>ニ</sup>宮司宣<sup>テ</sup>祝詞と云る是也故<sup>ニ</sup>使<sup>ハ</sup>中臣  
氏の人々を任る、御定あり兩宮共に儀式帳よと宮司の告

刀申事<sup>ハ</sup>そは見えたれ使の中臣の詔<sup>ヲ</sup>申<sup>ス</sup>由<sup>ハ</sup>見え<sup>テ</sup>斯  
在<sup>ハ</sup>當時使<sup>ハ</sup>中臣は只幣帛と奉るのみの御使<sup>マ</sup>て中臣は詔  
刀を申<sup>ス</sup>事<sup>ハ</sup>有<sup>ラ</sup>ざり<sup>シ</sup>也然<sup>レ</sup>ば宮司の宣る所<sup>ト</sup>中臣の  
申<sup>ス</sup>所<sup>ト</sup>何れか其異有<sup>ル</sup>可<sup>キ</sup>に付て考ふるに宮司の宣る  
と<sup>ハ</sup>上に出たる六月十二月々次祭の條なる天社國社と大神  
宮辭<sup>別</sup>と此<sup>ニ</sup>つにて有<sup>シ</sup>宮司の宣る所<sup>ハ</sup>古くして中臣  
の申<sup>ス</sup>詞<sup>ハ</sup>後に成れる也<sup>ハ</sup>借古<sup>ク</sup>は右の天社國社の詞にて  
幣帛と進らる、由を宣り辭<sup>別</sup>にて御祈の事共を申さしめ  
玉<sup>ム</sup>也右月次祭詞並に其辭<sup>別</sup>共に神祇官にて大神宮に申  
さ<sup>シ</sup>しめ玉<sup>ム</sup>詞<sup>ヲ</sup>使<sup>テ</sup>中臣に宣る所<sup>ニ</sup>よそ有<sup>レ</sup>れ中臣は伊勢  
に向<sup>ヒ</sup>大宮司として禰宣以下の人々に宣しめて共々に皇  
大神の御前に申<sup>ス</sup>事也しかば其詞を用る内にも其取捨無<sup>ク</sup>  
ハ有<sup>ベ</sup>る<sup>ハ</sup>所以に右月次祭詞を御前にて申<sup>ス</sup>時<sup>ハ</sup>何<sup>レ</sup>社  
と雖各その異あるべき也然<sup>レ</sup>ば上に出たる二月祈年六月  
十二月々次祭詞の如きは必<sup>ズ</sup>古來より用<sup>ラ</sup>れる所なる可<sup>キ</sup>

也猶詳説も有れを長々れば略く

度會乃宇治五十鈴乃川上爾大宮柱太敷立天高天原爾千木

高如天稱辭竟奉天照坐皇太神乃大前爾申進此詞の上

なる二月、新年六月十二月々次祭を御使の中臣の申畢て後  
大神宮司の宣る所也此を宮司より神主物忌に宣聞すれば  
此に於て稱唯ありて共々に皇大神の大前にその天津祝詞  
の太祝詞を申す也此詞を宣畢へ其幣帛を進納め然後に齋  
内親王並衆官以下再拜拍八開手次拍短手再拜如此兩遍と  
有は唯拜み奉るのみならず其祝詞と申す心得なる事云も  
更也若不然とせば大神宮に向て申す詞に稱宣内人稱唯と  
有と如何云ひ解むや天津祝詞乃太祝詞乎次なる御壽乎  
手長乃御壽止如湯津磐村云々以下の文を云也天津祝詞の  
太祝詞に元來天皇祖神の皇孫命に事依し奉り給ひし御詔  
詞の事なるを神を祭る詞は凡て其祝詞と本として白と事  
なる故に何れをも天津祝詞の太祝詞と稱へたる者也神主

部 禰宣の更也内人物忌共に荒木田氏なる部を云る也下に

禰宣内人等共稱唯とる有を照應て曉る可し然れば物忌に

て神主姓なるは上の二に屬る者故に稱唯せざるにや有む

禰宣神主と内人神主と物忌神主と三種有が故に部と云り

部の其群を云禰宣内人の職名にて神主の朝臣宿禰等の姓

の如し皇大神にての荒木田氏の人々悉く神主なり物忌等

諸 大同本記に神主乃女子等未婚乎物忌所定云々物忌子乎

御饗殿奉入天云々物忌去出神主物忌乎率其殿前侍云々と

有が如し未幼少なるをもて其父も共に仕奉るなり故此は

物忌子と父とを云物忌とは廣瀬大忌祭に云如く神を祭

るとして供進る御饗以下の物を齊清め作り仕へ奉る職也

聞食止宣 大神宮司なる人朝廷の大御命を受賜りて其天津

祝詞を自らも此を申し進り又神主部物忌等も傳へ申さ

しむる由也借此大神宮司は京より任られ下りて二所大神

宮の神封神戸を奉行とる職掌也 禰宣内人等共稱唯大神宮

式に内宮に禰宜一人位從六大内人四人物忌九人並女男一八父  
九人並男一八父外宮よ之禰宜一人位從八大内人四人物忌六  
人父六人小内人八人他宮に禰宜一大内人二人物忌父  
各一人など有り禰宜内人之荒木田外宮は度會の氏人也其  
荒木田は天見通命の裔度會は大君子命の裔なり

天皇我御命爾坐御壽乎手長乃御壽止湯津如磐村常磐堅磐  
爾伊賀志御世爾幸爾給比伊賀志御世とは天下に天皇の御

稜威滿行れ給ふと云例也然れば大御壽に續けて其分ちの  
無いかと有む此文の如くにては事足は老儀式帳及行事  
記よは常磐爾堅磐爾伊波比與佐志給比伊賀志御代爾云々  
と有り此にて能く通えたり阿禮坐皇子等毛惠給此百官人

等乃大御壽乎慈比給比と有り作食毛儀式帳に阿禮坐皇子  
シマブルと云言の續紀宣命などにも有て古言也今世言に  
マハルと云是也行事記に多く此言の出たる中に食倍留と

有り全くマブルと唱へたる證也五穀毛豐爾令榮給比護惠

比幸給止行事記にハ五穀乎豊稔爾想奉給とも五穀豊饒爾  
恤幸奉給なども有り三郡度會多氣飯野の三郡ハ全く此大

御神へ寄せ奉り玉へる御縣也神戸ハ此三郡の外ハ飯高登  
志安濃鈴鹿河曲桑名にも有れと專あるを擧たり式よは三  
神郡共三箇神郡とも有り國々大和に五十戸伊賀に二十戸

志摩に六十六戸尾張に四十戸參河に二十戸遠江ハ四十戸  
是等ハ大神の御厨の戸と云也處々爾寄奉毛大和宇陀郡ハ

二町伊賀伊賀郡に二町伊勢桑名鈴鹿阿濃壹志飯野度會郡  
々の中ハ四十二町一段なり是を大神の大御田とす神ハ人

等能常毛進御調絲由貴能御酒御贊乎由貴は齋也凡の御  
物の料ハ異にて神饌に供ふるをば右の神田に作るハ始

より齋清ハと御贊の物を然して奉る也由貴ハは御酒と  
御贊ハに係たる也二所大神宮共ハ年中齋慎て供奉る中に  
殊に此三節祭ハの重き御祭なるハ故に朝大御饌夕大御饌以

下の供進物をそべて由貴と云也 如横山置足成氏 波志と高成とを合せて云るにてヲラナシと云詞と有べくもあふねと世記に置足天と見え行事記に載る置所足氏と有れば例の如くヲラハレテと訓可し 大中臣 大神宮司を云り大神宮神封の荷前御酒御費を禰宜内人以下人々と率る也 太玉申 式の前よりつくり居て其由を申し進る事を云也 太玉申 式の前よりつくり居て其由を申し進る事を云也 太玉申 式の前よりつくり居て其由を申し進る事を云也

せり其言の下ふ大神宮司並執太玉申と有り御使の玉申と執事見えそ然れば中臣の事と思ふの誤りて大神宮司の執る也 借太玉申 奉る状又玉申の由來る事の儀式帳に委し 隠侍天 捧け持てその申又覆られたる状をもて云也 笠 を着るをも笠に隠る、と云にて知るへ 今年六月十七日

乃朝日乃豊榮登爾稱申事乎神主部物忌等諸間食止宣 神主 津祝詞と申て幣帛を奉れと大神宮の禰宜内人等に宣る也

九月神嘗祭 大神宮式に九月神嘗祭大神宮御衣三匹式に又云米三石三斗酒米拾石雜供料米廿五石鹽壹石神酒廿三缶小税二百三十束大税一百八十束斤税一千二百二十二束八片此外種々有り度會同祭と御衣二匹云々同上に税一百廿束大税八十束斤税八百束此外其數は減めれと皆そあはれと兩宮舞社にも各進る物有り二所大神宮共に年中諸祭の中に三節祭を重とし其三節祭の中に此神嘗祭を以殊に重くする所あり

皇御孫命御命以伊勢能度會五十鈴河上爾稱辭竟奉流天照坐皇太神能大前爾申給久命の宇落たるを諸説により補ふ

但し古くハ皇御孫乃命止稱辭竟奉れと云例もあはれと此の猶有るそよき 常毛進流 九月之神嘗乃大幣帛乎神封神田より神宮に貢奉る當年の新物をもて祭り奉るか中より新穀を以始めて大神饌に忌炊き奉り又白黒酒に饌し供奉る神事あるが故に神嘗と云て朝廷の新嘗と其事異あふと大幣帛

ハ神宮の神嘗祭に付て奉らせ玉ふ内藏寮の御幣也 某官某  
位某王中臣某官某位某姓名乎爲使氏忌部弱肩爾太櫛取懸  
持齋波令捧持氏進給布御命乎申給止久申大神宮式に神嘗祭  
幣帛使取王五位以上卜食者充之云々

豊受宮同祭大神宮式九月神嘗祭の條に右月十六日祭度會  
宮十七日祭大神宮と見えたり朝廷にて幣と班る、時も先  
度會宮次大神宮と有り

天皇我御命以氏度會能山田原爾稱辭竟奉流五十鈴の宮に  
てハ皇御孫命と申し山田原にてハ天皇と宣せらる、ハ此  
頃に至りてハ豊受皇神として祭玉ふ故とも云可れと上  
の詔刀どもハ然分てる由も見えぬハ此詔刀書る時々の違  
なふひうかにもかくにも其頃の習俗に依れる也 皇神前爾

申給久常毛進當上あるハ豊受皇神云々と有るを皇神前爾  
ども申す事ハ後紀天長三年の告文を始めて枚舉に暇有迄

九月之神嘗能大幣帛乎某官某位某主中臣某官某位姓名乎

爲使氏忌部弱肩爾太櫛取懸持齋波令捧持氏進給布御命乎  
申給止久申同神嘗祭ハ二所大神宮に通して申詞ある事六  
月々次祭に於けるが如し此なる同字ハ上の二ツを合せて受た  
る事既に云り六月々次祭共に同祭の祝詞なるを別條に出  
されたる事ハ上なるハ使中臣申す所にして唯幣帛の事を  
稱り此文ハ大神宮司の宣る所にして御酒御幣懸税とを舉  
て神嘗の由と云る也

度會乃字治能五十鈴乃川上爾大宮柱太敷立氏高天原爾千  
木高知天稱辭竟祭當天照坐皇太神乃大前爾申進當儀式に  
好申互奉禮と大御命宣し玉へる其を指る也江次第にハ如  
常能申且進とも常毛奉流長月乃神嘗乃御幣皆汝中臣能申  
氏奉禮とも有り天津祝詞乃太祝詞乎神主部物忌等諸聞食

止宣爾位内人  
天皇我御命爾坐御齋乎手長乃御齋止湯津如磐村常磐堅磐  
爾伊賀志御世爾幸閉給比阿禮坐御子等乎惠給比百官人等

爾伊賀志御世爾幸閉給比阿禮坐御子等乎惠給比百官人等

爾伊賀志御世爾幸閉給比阿禮坐御子等乎惠給比百官人等

爾伊賀志御世爾幸閉給比阿禮坐御子等乎惠給比百官人等

天下四方國乃百姓兩至天長平久護忠美幸倍給止三郡國々  
 處々寄奉禮神戶人等能常毛進由紀能御酒御贊懸稅稅の  
 本を云ハ賦役令義解に凡宜稻之源出自由租即分爲三一日  
 大稅二日糶穀三日郡稻也此稅ハ一國一國に貯置也云々千  
 稅餘五百稅乎如横山久置足成天大中臣太玉申爾應侍天今  
 年九月十七日豐受ハ十六日ちふ事零きて註さ朝日豐榮  
 登爾天津祝詞乃太祝詞辭乎稱中事乎神主部物忌等諸聞食  
 止宣禰荒祭宮月讀宮如此久申進止宣神主部  
 齋内親王奉入時齋王改り立玉ふ時ハ九月の初の間に齋宮  
 へ下り着まして此神嘗祭に初めて仕奉り玉へ故に神嘗  
 祭奉る詞も次て此詞之申させ玉へり儲齋王に立玉ひて野  
 宮に坐事三年にして八月の末に京を立まし九月初に伊  
 勢へ至り玉へる事後の紀ともに見也入玉ふ日ハトへて定  
 ひ仍て朔日或ハ四日なども有し齋宮式に卜定吉日臨河被  
 復參入於伊勢齋宮とも九月神嘗祭使云々當齋王參入之時

即倍從參入とも書る例あれば也又同式に凡天皇即位者定  
 伊勢大神宮齋王仍簡内親王未嫁者卜之云々とも有て種々  
 の公事神事等有り

進神嘗幣詞申畢次即申云

此まで題號也其詞ハ次も舉るが

如し倍此詞を神嘗の詞分として奉始たるに元慶の度にや  
 在けむ然れば此儀式にも載せられざるなりけれ三代實錄  
 元慶三年九月九日丙申伊勢齋親王入齋宮是日云々天皇御  
 豐樂殿令發齋内親王云々と有て神嘗の幣帛使に齋王を託  
 玉ふ事の物に見えたる始也此ハ神嘗祭詞の辭別なるが故  
 に齋内親王參入時詞との記さそ次へ直に續けて有つるを  
 何時よりか別行に分ちて終り此詞の題號の如くなれる也  
 故今も本のまゝにして改め辭別氏申給ス上の九月神嘗  
 祭詞を申畢て次に此齋内親王を奉らせ給ふ事を申させ玉  
 ふなり今進當内親王初て神嘗の祭場に參入給ひて其式に  
 預り奉仕らせ玉ふ其現在奉進ると云義也齋内親王波此波

宇必老乎なふで御杖代と定てと續く語に叶とされと妄  
 よ改め難々れば姑く本のまゝに從ふ依恒例氏三年齋比清  
 麻波理氏古大和の都の都と成ては野宮也御杖代止定氏御杖代ハ御杖實也垂仁  
 の都と成ては野宮也御杖代止定氏御杖代ハ御杖實也垂仁  
 御紀に以倭姫命爲御杖代天照大神云々皇大神宮の御杖  
 代と申す事よて天皇の御杖の意ハ非そ此ハ其御手ハ附て  
 傳き奉る事を云也然れば代ハ物實禮代るとの如く其下に  
 添云よて御杖ハ皇大神に係り代ハ齋王ハ係りたる事明け  
 一進給事波皇御孫之尊乎天地日月止共爾常磐堅磐爾此常  
 磐の字舊本よと無りハを脱たりとて今と補はれハ也平氣  
 安久御座武志止オホマツマサノメと訓へハ大座坐と云事  
 古言よ多く例有ばをばハハますと云も大座坐の約りたる也  
 御杖代止進給布御命乎上に御杖代と定めと有る結ハ也御  
 命ハ天皇の中臣と喚て仰玉へる御命にて江次第も見ゆ  
 大中臣御使の中臣也茂梓巖乎也とも又伊ハ發語にて楳乎

ゐらむ然れば今所謂棒と云物の如き物也と云説も有り中  
 取持氏恐美恐美申給止申は柄の中らを握持つをもて神  
 と君との御中と事宜ハ執成申す由に譬へたる言也  
 遷奉太神宮祝詞大神宮式凡大宮二十年一度造替  
 正殿寶殿及外幣殿神宮及別宮諸社云々但大の字下神字  
 脱たりさて此にのみ祝詞と有ハ他例に違へり  
 皇御孫命能御命乎以氏舊本孫の下に命字脱たるの説有  
 り如此例も無よ有らねと出雲本ハ有り今ハ補へり皇太  
 御神能大前爾申給ス常乃例爾依氏廿年爾一遍比大宮新仕  
 奉氏雜御裝束物五十四種神寶廿一種乎この御裝束神寶皆  
 式に委一儲備天祓清宮材と採る山口祭の時より始て度  
 々の祓有り殊よ御裝束を奉る前にハ大裏を始めて京城近  
 江伊勢又大神宮よても御使立て祓の事有り持忌波理氏預  
 供奉辨官某位某姓名乎差使氏進給狀乎申給止申是は造宮  
 使の外よ裝束雜物を送奉る御使に辨大夫一人史一人史生



一人宮掌一人使部二人太政官より出立也扱大神宮の御事は延暦儀式帳延喜大神宮式建久年中行事記又大神宮雜事記の類を讀て詳ある事は知るべし

遷却票神祭理に依て祭詞の二字を補ふ可と云説も有れど詞字之例も違へれば祭字を耳補ふと云説も因りて舊本も祭字あるきを正訓よと補れたる

高天之原爾神留坐坐此所は天孫の天降り給ふ事よつきて云ひ出る語あれば神留坐坐と姑く語と切りて下文の天降云々へかゝる也事始給給志神漏伎神漏美能命以氏常よは皇親どらゝるを然らざるは事始給ひより直も續くが故也

天之高市爾高はやめ云言市とは四方より人の集る所を云て必しも物賣者の集るとのみ云名よはあら老京ともはめて高市とも云べき也大和の高市郡も神武天皇の畝火宮の地も就ての名あるべし

八百萬神等乎神集集給比神議議給氏我皇御孫之尊波此段すべて大祓詞も同じ但彼詞よは

安國と平く知食と事を專と立て此詞は今も荒び健ふる神の有るに當て遷却ふ事ある故に荒ふる神の言向の事を云ひ列ねて即此詞の首尾を全くする故その差異格別也

原能水穗之國乎安國止平氣所知食止天之磐座放氏天之八重雲乎伊頭之千別氏天降所寄奉志時爾離神乎先遣

志波水穗國能荒振神等乎神攘攘平止神議議給時爾諸神等皆量申入大祓詞も詳あれば今云までもあし但上の議の字

は漢よりよて下の量の字の皇朝の言よて書し也はかると云事と手にて物を量るが本也それを轉じて目もてはかると言もてのゐるをも云りその上下の言よて明らに分る也漢國にてとそれとあどゞに字を造りて目宏るしとせし也

天穗日之命乎遣而平氣止申支是以天降遣時爾此神波返事不申氏次遺志此神の天照大御神第二御子にて出雲の國造

等の祖也健三熊之命毛隨父事氏返事不申父どの穗日命事

の旨也健三熊命は記に云健比良鳥命又神賀詞の天夷鳥命

と同神也 又遣志天若彦毛返事不申氏 天若彦の事之紀記に  
 委一人も大あた知れ、ば更て云せ 高津鳥狹能依氏立處爾  
 身亡支 此の名無雉を云り 是以天津神能御言以氏更量給氏  
 天若彦のさしも壯士なり、國神も率られ忠誠あらしき遂  
 に身を亡にしうば更も事を改めて譲玉へるにて更の字大  
 り方有り 經津主命健雷命二柱神等乎天津降給氏 此二柱神の  
 事紀も詳あれば略ぬ 荒振神等乎神攘攘給比神和給氏 紀  
 一書に有逆命者即加斬戮叛順者仍褒美云々と有る則是也  
 語問志磐根樹立草之片葉毛語止氏皇御孫之尊乎天津降所寄  
 祭支如此久天津降所寄祭志四方之國中止大倭日高見之國乎  
 安國止定祭氏下津磐根爾宮柱太敷立高天之原爾千木高知  
 氏とて大祝詞と同じければ省ぬ 天之御蔭日之御蔭止仕  
 奉奉 仕奉の上に美豆乃御在所ちふ言有るべきをその下へ  
 廻して其用有る所に置て爰とかく云て其天之御舍を造仕  
 奉る事を申せる也大祝の詞之下に御舍の用なき故あれど

此の其天之御舍之内爾云々と其用有て下に云也 安國止平  
氣所知食武 天津神の皇御孫命の安國と平けく知しめすべ  
 く物し玉へれば其御殿の内よて妨け奉る事無き等なれば  
 告此よかく云て下に神等の荒び健び祟る事と述て其義を  
 戦とせたる也 皇御孫之尊乃天御舍之内爾坐須 天皇の御殿  
 も祟をあして坐そ神と云やどの事也 皇神等波 何れの神の  
 御心とも知られぬも有が爲も廣く如此云る也 荒備給比健  
備給比祟給事無氏 荒びの上に荒振神と云に對へたる文也  
 健びの動作の一途に強悍あるを云て常も云武勇とは異也  
 そべて神等の御怒り災異をもて示し玉ふが此は荒ぶる神  
 の荒びとも神の御心も怒りまそ事ありて祟り玉ふとは云  
 る也 高天之原爾始志事乎 天皇の大御政の天神の事依し坐  
 る神代の古事も依り玉ふ所あれば祟神を遷却事も云迄も  
 なく天神の始さを玉ふれば如此云し也 神奈我良毛所知  
食氏 神隨とて即ち神におはそがま、まちふ言也此所のそ

れを本より知おはそる神に更に申そ由云りあからと云  
 言後世人の思ふとは異にて古はそのまゝと云事にのみ云  
 玉巢をなそ神も神よてませば此天宮事を疾く知りめし辨  
 へさせ玉ふと也 神直日大直日爾直志給 大殿祭の詞に委  
 一その禍事をもて直し玉ひてそを遷し却ふ其神の持罷り  
 退玉ひて也 自此地波 天皇の御舎の内を云也 四方乎見  
 川能清地爾遷出坐也 此之高き所と云る也さて此の山と川  
 とあるは川と清て訓べしその祟を爲居此地よりは山と川  
 との清き地へ移はし出し奉るまゝく出行はせ玉へと也  
 吾地止宇須波伎坐也 字須之主の意波伎の佩あとの同言  
 て親く身に若て持つ意也 進幣帛者明妙照妙和妙荒妙爾備  
 奉氏見明物止鏡 此物と向ひ見る料の物ある故に云り明そ  
 物を見て心を晴そ也 斷物止玉見めで、翫弄也 射放物止弓  
 失弓と引放て物と射ると云也 打斷物止太刀 打は討るり斷  
 は切也物を對斷つ故又太刀と名けたる其用を云也 馳出物

止御馬 馬の走出る料ある由也 御酒者既戸高知既腹滿雙氏  
 米類 米は和稻と當り類の荒稻に當れり 山爾住物者毛  
 乃和物毛 能荒物大野原爾生物者甘菜辛菜青海原爾住物者  
 鱈廣物鱈狭物與津海菜邊津海菜爾至 氏横山之如久几物  
 爾置所足也 几之則机之入取机物と云事も有り 奉爾宇豆乃  
 常帛乎皇神等乃御心毛明爾安幣帛乃足幣帛止平久聞食氏  
 崇給比健備給事無之山川之廣久清地爾遷出坐也 神奈我良  
 鎮坐止稱辭竟奉久申其遷却らるゝに依て幣帛と尊らる  
 へまどと隈なく聞食て也もどよ神あから鎮ます神よて  
 坐そ任に高天原と事始て皇孫命の御世の次々行とせ玉ふ  
 神事なるまどを明に知食て山川の清地と遷り却せ給ひ  
 て其地を宇須波伎坐て御心も和るに鎮り坐せと云也そべ  
 て荒ふる時は心くらく和める時は心明ある物なれば御  
 心も明ると云る也

遣唐使時奉幣 臨時祭式に開遣唐舶居祭社住吉と有り舶

居と開くとは初めて其湊を榜出るを云万葉と朝開してな  
ど多く詠り推古御紀又大禮小野妹子遣唐國と有り

皇御孫尊乃御命以氏住吉爾稱辭竟奉皇神等乃前爾申賜

伊獎諸尊筑紫檍原身楔して生玉ふ底筒男中筒男表筒

男三神也けるを神名式又住吉坐神社四座と有るは後に神

功皇后をも齋ひ奉て四座と云る也本書稱字あきと諸説に

より正訓も補れたり大唐爾唐法を受ざるも大と貴ふは

奈良人のひが言也然るも後にも大明あぞ云皆同し非事な

れど古くは唐國と蕃例に入たる御定めなれば此所の大は

必貴てには非るべし但内外の別を明のよせむ人よく心得

居べき事共也使遣使遣止為依船居無船氏船居とは湊に船を

留め置く所を云前の船居と全く同一播磨國大御使の播

磨國より船乗して其船居を開き渡るを云此の室の津あり

船垂為氏使者遣止者止は辭也されは此使も上よ云る使と

一にて遣唐使を云也後の心もて思へと同じ遣唐使の事を

二度云むは煩きあれ共如此云を反て古語なりける所念行

問爾皇神命以氏船居波吾作止教悟給比教悟給比那我良此

も既云神隨のあぐらにひと教玉ふまゝにと云事也船

居作給禮住吉社も住吉津も今の地も遷し玉しは仁徳天

皇の御代にて凡て此大神は異國の事を知看と故も唐國へ

御使遣を時も殊に此津より發船するあるべし故に此詞の

源由の三韓の日本府の宰を遣を時に起れるある可し悦

嘉禮代乃幣帛乎宣位姓名爾令捧養止進奉止申この言次

の神賀詞に神禮自利臣禮自と云續紀の詔に禮代乃大幣と

も有りぬやのぬやまひかへり申を事代と其奉る物實を云

借臨時祭式に開船居祭云々右神祇宣差使向社祭之と見ゆ

此詞の御使の宣る詞也又此時住吉の祝部の中を祝詞も有

つらむ万葉十九に天平五年遣唐使に餞する時の歌も住吉

に伊都久祝が神言と行得も來得も船と早けむ又同時贈使

歌そらみつ山跡國青によし平城の京師ゆかして難波も

くたり住吉の三津に船れりたゞ渡り日入る國遣さるる  
 がせの君と懸まくのゆゑし恐き住吉の吾大み神船のへに  
 そいとさいまし船をも御立し坐てさゝよむ磯の崎々  
 まぎとてむ泊々に荒風波にあのせき平けく率て歸りませ  
 もとの國家にと云意かの祝詞よ有をもてよ先なる可  
 此祝詞語とゝのひて古し是の古への御代に云々の事の有  
 一時に作れり祝詞を後まで用ふるれしにや

出雲國造神賀詞出雲國造神賀詞  
 出雲國造の御臣の由也神賀詞のカ。ヨ。ゴ。ト。と訓可き也  
 出雲國造の天菩比命の子建比良鳥命の裔也臣連の家々に  
 傳へたる神世古事を朝廷に參て聞上る詞をヨゴトとい云  
 八十日日波在八十來經て大抵其月の中は數多ある日  
 數を云今日能生日能足日爾生日は物の生榮ゆる日足日は  
 事の足滿る日也生魂足魂生弓足幣る日の生足よひとく  
 日は多く有とも其中に今日吉日とやぎ稱へてかく云也

出雲國造姓名出雲國造姓名此詞を奏そ國造の姓名と云所也恐美恐  
 申賜久挂申賜久挂岐言よ掛て申そも畏き也明御神止天皇の

今明らか世におはしまそ御神と崇み畏みてアキツミカ  
 〇と云也止のト。ア。と云ひが如し大八嶋國所知食須大八洲  
 國の事紀に見ゆ天皇命乃大御世乎此四字式は無しを先  
 哲の補之れて正訓よと有り手長能大御世止前よ且々云れ  
 は今と云を齋止若後齋時爲氏式に國造還國潔齋一年と有  
 る間の所作也その齋の狀の次々に見えたるが如し出雲國

乃青垣山内爾下津石根爾宮柱大敷立氏青垣山とは垣の如  
 く山の回り立るを云何處よても山をは青垣と云也高天原  
 爾千木高知坐須伊射那伎乃日眞名子實の子と云て愛みの

言ある由也眞之子とは親み愛む詞日日子の日よ同し加  
 夫呂岐神祖よて須佐之男命の大名持命の祖神よ坐そが故

に出雲にてハ殊にかく申そなり熊野大神櫛御氣野命即ち  
 須佐之男大神の熊野宮に鎮座そ御靈と稱へ奉れる御名也

同神も其社々に祭る御名の別に有る例他も有り國作坐

志シ大穴持命二柱神乎始天此神と須佐之男命の五世の冬衣

神の御子にて大神の御女須勢理昆賣命と嫡妻とし且大神

の天沼琴生弓矢生太刀を得つれば遂に荒ぶる八十神を平

けて大國主とあれち御讓の詔を奉て諸國を大人はき玉

ひきかくて其國と天孫よゆちり奉りて日隅宮に隠れまし

ぬ其宮即ち此杵築宮也百八十六社坐皇神等乎風土記も合

神社參百玖拾玖所二百八十四所不在神祇官と有り風土記は

此詞より後和銅六年の命にて奉りしなれば増とも減らさ

るを今の風土記と誤ちらむ今の式も百八十八社有るは後

に加へられしなむか又の同神宮をも列ねたる員數ある

か借皇神とは何れ神のをも尊みて如此の申そ也某甲我即

國造也姓名と書せしてかく書たると此所と姓を省き名ば

あざと申そを名我とい書難き故にかくの書し一の弱肩爾

太棧取挂天祈年祭の詞に詳なり伊都幣能緒結伊都は何よ

まれ齋み清めたる物に云言也幣ハと訓可し借此所の

木綿を云るあるか又木綿と麻とよても有るへ緒とと結

と云より言るよて即木綿麻なり常にも麻を衰と云結とは國

造の頭髮にゆひ着るを云て謂ゆる木綿髪と古文もかく云

なせる也天乃美賀秘冠此は天之御蔭登あるを氣を秘に

誤れるなり又登の言を訓若へ一例あり借御蔭の天之御蔭

日の御蔭と隠り坐と同一空も覆ふ由にて頭も裝る物をも

文にかくは云あり伊豆能眞屋伊豆は例の殿重も忌清む

る意眞屋と齋屋にて國造の齋館の中よて御饌御酒を調る

屋と云なる可麤草乎人氣に穢れぬ遠き野山の草を用ゆ

る故もあら草と云此わふは生れなぐの意今も神事に用

ゆる薦をあらまよと云伊豆能席登刈敷伊都閉黒益之古

への塙岳既あどを皆閉と云紀に殿殿記紀万葉あどと忌

ども有り今鍋の魚葉也黒益の益の借字よて辭なり薪よ

て焼は黒くある故に飯などを焼まどをかく云田舎人のあ

べの尻黒くそると云即是なま天能既和爾天はたゝよ美稱  
 るとありならそ天の物の美さに擬作れるとて添云るも  
 の也既とは天手扶と一物あるの手と以椶ね製れる其形  
 客の殿めしきと以て號る所則酒を盛る器也和は借字とて  
 回るり回はそのはどりを云齋許母利氏志都宮爾神を鎮め  
 奉る宮と云事也借上の皇神等乎と有るよりちゞきて出雲  
 一國の神々を請奉る宮也されは常の宮あつて此齋のたえ  
 に新と造るなる可し志靜米任奉氏志都米を誤れる也上の  
 熊野杵築の二柱を始め百八十六社の神を志都宮と鎮り坐  
 しめて一年の齋の間仕奉るを云かくて天皇の大御世を手  
 長の大御世と堅石に常石に齋ひ祈り奉りその齋一年の間  
 又禮代の神寶を調備へて祈申そ國造と守奉る皇神等の禮  
 代とある此又依て也朝日能豊榮登爾ふと朝廷に參向て  
 神壽詞を申そ時を云則朝の間なれと也佐波比乃返事能齋  
 なり神賀吉詞奏賜是迄の吉詞の序の如し凡て此詞  
登波久トラス

高天能神王は天穗日命の故事を擬也

高天能神王是より神賀の詞とて天祖と云むる如し是をカ  
ムミオヤと讀へき説も有り又王の主の義も借たるよりカ  
フロと訓む可いとも云り高御魂神魂命能皇御孫命爾天下  
大八嶋國乎事避奉之時避の依の誤あつむ出雲臣等我この  
臣の尸る遠祖本は神と有るの祖の誤也天穗日命乎國體  
見爾下つ國の有さを見せ降し玉ふにて大國主神又すべ  
 て荒ぶる諸神のさまを見て治め從へきや否やと見て事と  
 成さむ爲ある故に國體と書り凡て事のありさまをもカ  
 と云是の國の風土を見せに降し遣たる也遣時爾天能八重  
雲乎押別氏天翔國翔氏鳥るとの飛翔る如く空を往來ひ此  
 國の狀を見めぐ玉へるを云也天下乎見廻氏返事申給久  
豐葦原乃水穗國波畫波如五月蠅水沸支記紀万葉にも有り  
水沸の皆涌みて水の借字也夜波如火發光神在利貧の内に  
 て火を燒く如く圓々としたる火球と化て邪神の荒ぶるよ

て今の世も稀々聞夜あどに光物の虚空を飛廻るも邪神  
 の行來におほし石根木立大殿祭大祓あど草の片葉に向  
 ひて伐材までも云意と別よて凡ての植物を含めて云る  
 なれば汎くコダナと訓べし青水沫事問天事の言也荒國  
 在利荒ふる國よて有り云事然毛鎮平天皇御孫命爾安國  
 止平久所知坐止申氏三年餘の間大命持命を媚和して  
 天又歸り二神を申下して平けたる也已命兒天夷鳥命爾  
 布都怒志命乎副天此神たちよには天夷鳥布都怒志と云  
 ひ記に天鳥船建御雷を擧げ紀よの經津主武甕槌を擧て  
 各異あるの傳の區々あるれみ天降遣天荒布都怒志乎撥平氣  
 万葉よ不仕奉國を掃又掃平記に每河瀬追撥あど有り國作  
 之大神乎媚鎮天風土記に此大神を所國作と有とのコ  
 クラセルともシラシラも有り故に此所とシラシラ  
 クラシラと訓べし媚とい大國主神の御許よ依親み玉ひて  
 其御心を損ねさせ玉はじと程よく會釋ひ玉よと云也大八

嶋國現事顯事令事避支ウツシ事アラハコ事と訓へし同意  
 ある事と二つ重録て云は古文の常なり備大八嶋は物なり  
 現事顯事ハ事也物と事と二つなるは皇御孫命と獻らしめ  
 玉へりし也乃大穴持命乃申給久皇御孫命乃靜坐大倭國  
 申天まは未た天孫降臨前あれば坐む大倭と云也又皇孫  
 命の大和國よ坐むとい天皇祖神等も未た議定め玉はざる  
 時なるよ此大神の如此しも詔へるの固り後よ皇御孫命の  
 宮作坐べき地と國作りけ時より設玉へるなるべし己命和  
 魂乎八咫鏡爾取託天八咫鏡と御靈代といて也字書に託は  
 依憑也と見ゆ附の意也倭大物主櫛瓊玉命登名乎稱氏大物  
 主とい三輪よ限りたる御名也大名持命の一名よは非と櫛  
 瓊玉命も三輪よ坐む御魂を稱へたる御名にて同じ事也大  
 御和乃神奈備爾坐神の毛理なり毛理の約美なると備よ通  
 と云也又神並あふひとの説も有り已命乃御子阿遲須伎  
 高孫根乃命乃御魂乎紀に見えたる神名よて其義明なり葛

嶋國現事顯事令事避支ウツシ事アラハコ事と訓へし同意  
 ある事と二つ重録て云は古文の常なり備大八嶋は物なり  
 現事顯事ハ事也物と事と二つなるは皇御孫命と獻らしめ  
 玉へりし也乃大穴持命乃申給久皇御孫命乃靜坐大倭國  
 申天まは未た天孫降臨前あれば坐む大倭と云也又皇孫  
 命の大和國よ坐むとい天皇祖神等も未た議定め玉はざる  
 時なるよ此大神の如此しも詔へるの固り後よ皇御孫命の  
 宮作坐べき地と國作りけ時より設玉へるなるべし己命和  
 魂乎八咫鏡爾取託天八咫鏡と御靈代といて也字書に託は  
 依憑也と見ゆ附の意也倭大物主櫛瓊玉命登名乎稱氏大物  
 主とい三輪よ限りたる御名也大名持命の一名よは非と櫛  
 瓊玉命も三輪よ坐む御魂を稱へたる御名にて同じ事也大  
 御和乃神奈備爾坐神の毛理なり毛理の約美なると備よ通  
 と云也又神並あふひとの説も有り已命乃御子阿遲須伎  
 高孫根乃命乃御魂乎紀に見えたる神名よて其義明なり葛



木乃鴨能神奈備爾坐 葛木山の東南の麓の鴨と云所に在て

他より高き所あれば高鴨社とも云也 事代主命能御魂乎宇

奈提爾坐 此坐と有るは連文の中に是れみ違ひてハ文を成

さそ仍て考に乃神奈備の四字を補ふて然る可くや倍宇奈

提と云所は高市郡畝火山の西北に今も雲梯村有りそまな

る可く賀夜奈流美命乃御魂乎 三代格に賀夜鴨比賣命とも

有て女神せされと下照命と同神也 飛鳥乃神奈備爾坐天此

社の古の地は今雷村と云所よて其あたり低き山の有る

是即神奈備山也雷岳と云一も此山也後に此社を同郡の鳥

形山と云に遷され一由日本紀略に見えたり然れば今の飛

鳥の地は鳥形山にて古の神奈備山にはあふ老皇孫命乃近

守神登貢置天 近守とは皇京の同一大倭の國內なるを以て

あり八百丹杵築宮爾靜坐支 八百丹とは多くの土を云ひそ

と杵して築と云ひのけたり風土記よと云寸付神龜元年改

字杵築と有り是爾親神魯伎神魯美乃命宣久汝天穗日命波

天皇命能手長大御世乎堅磐爾常磐爾伊波比奉伊賀志乃御

世爾佐伎波閉奉登仰賜志次乃隨爾 大名持命の祭ハ穗日命

のなとべき者と皇祖神の宣ひしは大名持命を敬祭て且御

孫命の御代をも遠く祈奉らむ爲なるまと爰よて知らる仰

は負せと同言にて其事を負持しむる由也次ハ國造の次

々又仕奉るを云也下の天津次も意同し此事神寶獻止久奏

と有るへのふれりさて上の宣久の宣の字とつけたる也供

齋若後齋時 此は前に大御世登齊止爲と有るに應へたる

文なり仕奉氏朝日乃豊榮登爾神乃禮自利上に禮代と書た

るにて大凡開ゆされと自利の留志の約にて禮のまると

云事也臣能禮自登 又は國造の禮代也利と省くハ唱る詞の

爲るふむ神の禮自利ハ大國主神の此國土を皇孫命よ避奉

らせ玉ふ表物なるかそれに並へて天穗日命より奉り玉ひ

ハ所謂臣の禮自利なるか此二つを合せて天夷鳥命より

次に其裔孫の國造より御代々々朝廷よ神賀吉詞奏とれ實

の捧け奉れるものと見ゆる也 御禱乃御寶獻 良久奏かく申  
 て次々に其獻物を詞として御賀を申す也 白玉能大御白髮  
坐 御白髮生玉ふまで御命長くまさむと云也 赤玉能御阿加  
長毘坐 御病あき大御顔の色をたどふ他の詞も豊明爾明坐  
 と有るも明は借字にて同意也あらびはありを延たる  
 にて赤らむと云に同じ 青玉能水江玉乃行相爾 水江は借字  
 稚枝を云江も借字よて愛也行合と緒貫さる玉と玉  
 相並ひ着きたる所を云 明御神登大八嶋國所知食天皇命能  
手長大御世乎御横刀廣爾誅堅米 臨時祭式に金銀裝横刀一  
 口と有る是也借上の手長の大御世と有る長に對て廣と云  
 る也其横刀の長く廣きを以譬といせるもの也誅堅の御横  
 刀と鍛ひ堅めさる如く大御身堅かに大座て大御壽の長く  
 遠く天下と知りめせと也 白御馬能 臨時祭式に 白眼縞毛馬  
 一匹と有る此をもて禱申せる也 前足爪後足爪 その獻物の  
 馬を奏神賀事の庭に引て參る事と云り 踏立事波 踏行く事

になる也 大宮能内外御門柱乎 皇大宮の内重外重の御門々  
 々の柱にて其馬の踏て過行く所を以て去也 上津石根爾踏  
堅米 上より云下したる意と祝詞に下津石根爾宮柱云々な  
 ぞ大宮造の堅固なる事と讚申せる意味と以馬の爪にて柱  
 根の地を踏堅め疑と賀たる也 下津石根爾踏疑之本に疑  
 立と有ると之の誤なるよと明かなれ改めつ 振立流事波  
 耳の事也耳能と次よ有る此馬の耳の如くと云意也 耳能彌  
高爾 馬の耳の高く立る物なる故に彌高と云也大祝詞に耳  
 振立と有るも千木高知と云と高く高き由也借大祝にて  
 神の疾く聞玉ふ表に云るとれ所の高き由に非を只彌高と  
 云む料れみにて此馬の身の高き如くにと云る也天の下  
 知し食を彌高にと云の御代の彌益々に隆盛なる由也 天下  
乎所知食事志太米 シノ メ ノ 下見えにてその下形の顯れ  
 見えたると云 白鶴乃生御調能玩物登 古へは久々比と云後  
 世の白鳥と云て氷鳥の白き大鳥也然ればまゝの白き久々

比と訓べければと云ふ鳥と訓可し生との生なるら籠にまめて御玩に献る也仍て儀式にも式よも垂軒と註せり借垂の字と乗比誤にて輿の如き物の乗すると云軒の車なれ共是の論有て挽く車なふそ昇く物なる可し此鳥を献る事の本牟智別命の古事に依也と云説有り式に御贄五十昇と有るそれに別たん爲に生御調との云る也玩物の御愛翫の料に奉出そ事なる故也譽津別命の古事との記紀に見え且記に出雲大神の御心と見え姓氏録に詣出雲宇夜江浦貢之と有れば由有る事なる可し倭文能大御心毛倭文の上代の布にて式の頃までも有し也青筋ある麻布なりけむ事冠辞考に見ゆれば筋の青に限れるにも有るべらふそ志豆の即須遅と云事なふむ今の島織と云の狭間なり古の筋の間の荒かりけむを後にそを細くままかに織たるもの出来て其を狭間織と云し又古の鹿さの廢れたるより遂に筋織の總名を島織との云なるへし多親爾親の字を假名に用ひたる例

の無れども多志爾と云言古く有てまゝに能叶へり則多志加爾也彼布の筋の鮮るに儘に分れどはりたる如くに天皇の大御心たしやゝにましませと也彼方能古川岸此方能古川岸爾生立古川の彼方此方の岸と云事を文なして二つに分て云る也若水沼間能若くは若久留沼を若水間沼に誤れると又問沼と上下は置替て水沼間と爲るか記の雄略天皇の大御歌は比氣多能和加久流須婆良和加久閉爾とよませ玉へる例有り借献る御贄の中に栗も有るよりの祝詞もふひる栗栖の栗林也彌若敷爾御若敷坐若やぎの古言也須々伎振遠止美乃水乃須須伎振は濞振よて濞濞と云に同じ其内まゝの振と云事重き故ま下に置り振の動のそと云て濞く状也遠止美と泥あり今も伊勢人の泥むををどむと云り其種々獻る五十昇の御贄にも此水を振濞きて清めたる由なり彌乎知爾御衰知坐本と稱と有は彌の誤也表の衰なりさて乎知との初の方へ歸るを云言にて老人の若るへるを

も云てまゝは彼川水の滌き振る勢も淀みつゝ上の方へや  
 歸せしするを彌乎知と云て彌ましに若るへり坐ん事  
 と申せる也川之上より流れ来る物なる故も上の方へ歸る  
 を乎知と云あり麻蘇比乃大御鏡乃面乎意志波留志天見行  
 事能已登久鏡の献物中の一種ある故も壁に云るにて押と  
 るして見そあると事の如くとの押し晴して曇なき鏡の  
 面と見玉ふ如く天下と明るに看そあるはし知し食んと云な  
 り麻蘇比は眞澄よて眞に澄明けきを云續紀の詔に宇倍奈  
 彌と有るの諾るれり彌と通し云る例も有る也明御神能大  
 八島國乎天地日月等共爾安久平久知行奉事能志太米止此  
 即天神の大御命と受玉り傳る趣也御禰神寶乎鞏持氏  
 賀の吉詞白賜くと奏すへかゝれり上に謂ゆる種々の神寶  
 も寄てそれそれに禱言を申述るるれば也神禮自利臣禮自  
 登恐彌恐彌天津次能神賀吉詞白賜入奏天穩日命の天つ朝  
 廷へ返事申上玉ひける時更も天神の宣ひ附させ玉へりし

事の有に依て其子天夷鳥命の高千穂宮に參向ひけんより  
 其裔の出雲臣則今の國造某まで世々に絶せき賀申仕奉る  
 を云よそ天津次との云也ける

**中臣壽詞**

天神の壽詞とも又略きてハ壽詞とのみも云り此  
 を中臣の壽詞と云て題名の如くなるは高千穂の大宮も皇  
 御孫命の大嘗の大政を行とせ玉ふ時天兒屋命の奏させ玉  
 一より相傳へて天神の壽詞を稱申せり一かは其中臣の氏  
 人の奏と壽詞と云意也此を天神の壽詞と云事は皇祖天神  
 の大御命と受傳へ奏と由也皇御孫命の天津日嗣の高御座  
 も即せさせ玉ふ初より天地日月と共に照し明らし御座て  
 齋庭の瑞穂を聞食む事に皇神と皇御孫命の御中執持て茂  
 槍の本未傾けそ中在ふりて中臣の仕奉る事を言壽き申述  
 るか故も殊に壽詞とは云るよて神祇官ある中臣奏天神壽  
 詞の義解も謂以神代之古事爲萬壽之贊詞也と有る是なり  
 現御神止大八嶋國所知食須天皇命は天つ神の御子とあり

まいて顯國に現れ坐る大御神と申し奉る意はへなり  
 根子皇皇我御前根子と尊稱なれどその土若る國土を  
 云て島根國根などの如く子は其地も生坐るを以て然稱へ  
 奉れるの何時となく尊稱と成れるなるへし  
 遠皇御孫命と高天原も事始より瑞穂乎平天安所食  
 と云まてを云稱辭定奉久止申須稱辭此天祈の壽詞ある  
 まと右の文もて明なり定奉とは彼皇御孫命の御天降の時  
 も事依一奉ふせ玉ふ大御詔を以此詞を始めて製りて申し初  
 たる時の詞あるを其任に用ゝれたる也天神の御授け玉ふ  
 御詔を奉りて此詞を仕奉れるか故も定奉久申とは云へる  
 なるん有ける高天原爾神留坐須皇親神漏岐神漏美乃命還  
 持天且々云れは今の云也八百萬乃神等還集倍賜天皇孫尊  
 波高天原爾事始天豊葦原乃瑞穂乃國還安國止平所食  
 天都日嗣乃天都高御坐爾御坐天都御膳還天神の事依  
 し奉り玉ふ水穂を以仕奉る御膳あるが故も遠の辭と用ら

れたる也長御膳乃遠御膳止千秋乃五百秋仁瑞穂通平安  
 余由庭仁所知食止上の安國止平所食より相對へて全  
 とは御國を知食を御事を兼併せて云所故も所知食とは云  
 と老下なるは此大嘗の大御政を執り行ひ玉ふ一方のみ  
 云故も所知食と云ざりけるもの也事依志奉氏天降坐之  
 後仁中臣乃遠都祖天兒屋根命皇御孫尊乃御前仁奉仕氏天  
 忍雲根神還天乃二上仁奉上氏天忍雲根命を神漏岐神漏美  
 命の御前に受賜り申に天の二上に奉上げてと語を次第に見  
 れば能く通ゆる也此天兒屋命の事教へて皇御孫命の水  
 取の大御使に立奉り上る由也天忍雲根命と天兒屋命の御子  
 ある事藤氏の系圖も見えたり神漏岐神漏美命乃前爾受給  
 里波申仁皇御孫命の御膳津水に仕奉らむ天津水を受賜はら  
 命め玉ふ也皇御孫尊乃御膳都水波皇御孫命の大御膳に仕  
 奉りて所聞食む水と云也宇都志國乃水爾記も宇都志伎青  
 人草紀も同一事を顯見蒼生私記に顯見者見在之義也され

ば宇都と現志伎と嬉し悲しの類のしきよて辞也  
天津水天津水  
加氏奉申事加氏奉申事教給依氏大同本紀に天忍石の長井の氷

を取八盛天誨給久云々遣氷波天忍氷止云天食國乃氷於爾  
灌和天献初と見えたる是よて石よ觸て氷の清く澄よ以て  
也云々情こゝの天都氷と天上の氷を云事也  
天忍雲根神天

乃浮雲仁乘氏天乃二上仁上坐氏神漏岐神漏美命乃前爾申  
波世天乃玉櫛遺事依奉氏玉櫛と玉申よて玉を飾り付るより

出たる名あるが玉を着ざるをも美稱てと玉申と云へり今  
の玉申と此を刺立て五百箇の生出たるを思ふに一つよは  
非を紀に五百箇真坂樹八十玉鏡五百箇野薦八十玉鏡とあ  
る如く數多くの玉申あるべし櫛と借字也  
此玉櫛遺刺立氏  
高千穂の宮にて新世の大嘗の齋庭に刺立て天つ氷を求む  
るなり以來大嘗の大御酒と醸し大御饌と炊き用さよ玉ふ  
料の氷は此事を行ひて天氷を得て仕奉れり事決し云々  
自夕日至朝日照夕日の降より夜とがらに明て朝日の豊

榮登るまでを云天都詔戸乃太詔刀言邊以氏告禮太祝詞の

太祝詞事と同一くその太詔戸言の別と傳へ玉ひし故に此よ  
は漏れたり又史傳神官の書どもに見えたる天之忍石水て  
ふ言なりども講義に此言れ上よ猶登保加美云々の詞を  
も告る事の由云へり猶考ふべし如此告波麻知波麻知と麻

通と通ふ詞よて則太兆の兆の意也弱蒜仁本書非とあるハ  
誤あらむさて蒜ハ晝の借字よて弱晝とは正午前を云可け  
れは上の朝日照よ至る迄とある續の時刻なるへし由都五

百箇の約由都るれば也されども又ゆといと通ふ例もあれ  
ば此所の伊都の意よや然ふは清淨き五百箇の生出る由也  
箇ハ和名抄よ和名多加無良此ハ常には竹林を云事なれ也  
此所と決めて符よてあるべし自其下天乃八井出此還持

天都水止所聞食止事依奉支如此依奉志任任仁所聞食由  
庭乃瑞穂透天神の事依奉玉へる天津水を以汁にも實よ

も和て聞食さむ齋庭の瑞穂を云々と云事よて上の千秋五  
 百秋爾云々に對へるあり **四國**ト部等太兆乃ト事遠持氏奉  
 仕氏 齋部ト定のト事に仕奉るあり **悠紀**仁近江國野洲主基  
 仁丹波國冰上遠齋定氏 今ト食の國郡ト云あり **物部**乃人等  
 武事を以て仕奉る人をもののべと云それには非を何とな  
 く朝廷に仕奉る人ト泛くものいふと云そは物の部領を云  
 る此も其類なり式よ齋場雜色人と云る是あり儀式にト  
 定物部人十五人と正く記されたり **酒造兒**式よ造酒兒一人  
 とあり本注よ神語曰佐加都古以當郡大小領女未嫁ト食者  
 充之と見え儀式よ造酒童女と書て同く神語佐加都古と  
 訓れたり此即物部の人等の統領にして何事も此酒造兒を  
 必き先よ立る事なり **酒波**式に御酒波一人多明酒波一人以  
 上并女とあり儀式よ大酒波一人多米酒波一人と見えたり  
 りさて造酒兒は黒白酒を醸る長と成て仕奉るを其下に属  
 て醸り終るべければ酒波の波の管よて醸と云と同意の古

言と聞えたり多米酒波は大多米院の黒白二酒の事を主れ  
 るあり御酒波の御と大の義あれり意富と訓むべし多米酒  
 に對て大と云る也 **粉走**儀式よ粉走二人とあり式よ篩粉一  
 人とありて以上並女とありさて篩粉の篩字の義を以て填  
 ふれたるあふむと覺えて和名抄に竹器類篩和名布流比除  
 盡去細之竹器也と見えたり **灰焼**式に焼灰一人と見えたり  
 この男よ以令供奉玉ふ也式よ造酒司酒部一人率焼灰一人  
 驅使一人入ト食山先祭山神燒得藥灰一斛とあり藥灰の黒  
 白二酒に混和る料也 **薪採**式よ採薪四人と見え此も男なる  
 が灰焼に属て仕奉る者と聞えたり **相作**作字もとの候に作  
 る玉勝間を作なるべしと有るに依て改められたり式に共  
 作二人と有て以上并女と有る群也儀式には相伴四人と有  
 しを後に二人に改められたる也 **稻實公**等式に稻實公一  
 人と有りこは男なるが造酒童女は黒白二酒の事に仕奉る  
 と稻實公は御飯の事に仕奉る也云々 **大管會**乃齋場仁大管

祭とは卯日の神事に附て云ひ大嘗會とは辰日以下の宴會  
と云る事云々すべてを糸て大嘗會と云るも常に多あり  
云々持齋利波參來氏齋郡より在京齋場へ運ひ在京齋場より  
大嘗宮齋場に持參來る事を合せて云る也今年十一月中都  
卯日仁大嘗祭新嘗祭とも當日を用ゐらるゝ事甚く古き  
事と聞えたり云々決て天兒屋命太兆の卜事をもて仕奉て  
定め奉り玉へる物也けり由志理伊都志理齋實嚴實にして  
上に大嘗會の齋庭に持齋はり參來てと有る物實にして下  
文に所謂悠紀主基の白酒黒酒の大御酒と天津御膳との事  
なるがそは辰日の宴會に天皇の聞食す直會の所の文なる  
故に此にの重複を省きて其物名の下に譲りて齋實嚴實と  
云るにて彼高天原にて聞食を齋庭の穂と吾御子に御せ  
奉ると勅たまひて事依り玉へりし状と擬ひせ奉り玉ひて  
此卯日に大嘗宮の悠紀主基の齋場に天照大御神に薦め奉  
らせ玉ひ皇御孫命の草給ひ天津日嗣の大御世始と爲玉ふ

物なるともて齋と云ひ嚴と云て其實を稱へたる也云々持  
恐美恐カシコミカシコミ清麻波利仁奉仕利ツマヘツツリ上に持齋はり參來ての持と同  
くして齋郡より仕奉る物實を持撃るを云るなれば常々輕  
く添へ云との違ひて其意いと重しツキ内仁日時還撰定氏獻  
當上の大兆の卜事を持て奉仕より應て今年十一月中つ卯  
日に云々と有る是なれば其前に云べき所あると如此ある  
の如何と云に今悠紀主基の大嘗の供物を獻るまその卯日  
なりけれ其獻るまての間の事は悉くは時日を卜定て仕奉  
れりけれ其事を合せて爰に此言を置たるよて前後に少  
かの弛みなく文意上下に貫通て奇異に盡く整へるの天兒  
屋命の高千穂に事始て仕奉り玉へる古文のまゝなれば也  
悠紀主基乃悠紀の御饌の卯日にて夕の大御膳也主基の御  
饌の辰日にて朝の大御饌也引續て豊明節會と直會にて中  
臣壽詞の其時に當て宣り云々黒木白木乃大御酒還黒白の  
正字木の借字よて酒也大倭根子天皇我天都御膳乃長御膳



乃遠御膳止 本ハ天神の事依り奉り玉へりし物なれども此

國土に成れる物なるハ故に天津御膳と聞食せと申と義な

れば同じ續けなれども遠御膳止と有る止辭究めて重し天

津御膳止爲と云程の意也 汁ニ實ニ毛ニ毛ニ汁とい悠紀主基の黒

酒白酒の大御酒と有るそれと指せる也實とい所謂稻實

にて朝夕の大御饌に仕奉る御飯にて右の天御膳と云る是

也 赤丹乃穂 毛ハ輕く見るべし 所聞食氏豊明仁明御坐氏

豊明とい大御酒のみならず大御膳をも併て云る中にも大

御酒ハ此上無く優れたる故又豊明とい酒宴の名となりて

記又聞看豊明と有り 天都神乃壽詞遠稱辭定奉皇孫命

は高天原ハ事始て云々由庭ハ所知食と見えたる是なむ天

神の壽詞なるを本として此に氷取の政を述て夫より大嘗

仕奉る事の件々を演るハ故に稱辭定奉と云て稱辭竟奉と

云とは異也 皇神等母 伊勢大神宮を始め天社國社の皇神等

を申せり然れども悉く迎參らせらるハに非せして則國々

に坐と神々等に幣帛と奉るハを云也 千秋五百秋乃相嘗仁

相共と云意也相嘗ハ阿比爾閉と訓へし所謂俗乃相伴の意

也 相宇豆乃比奉利 宇豆奈比と同言にて諾合と均し大嘗祭

の解に委一 堅誓常誓仁齋奉利 伊賀志御世仁榮奉利自康

治元年始氏 近衛院天皇の御世也御諱ハ體仁と申奉り鳥羽

院天皇の大御子ハ坐也 與天地日月共照志明 御坐事ニ 豊

明爾明坐より受て天地と日月と共に聞食御坐さむ事と申

せる也 本末不傾茂捨乃 本とい皇神等末とい皇孫命を申て

皇神の大御命にも皇御孫命の大御業にも違ふ事無く御中

執持て仕奉るを云伊賀志ハ嚴重さむ 中執持氏 神と君と

を云奴志とは人も多く仕奉る中よ長となりて仕奉ると云也正四位上行神祇大副官位令に神祇大副の從五位相當也位高く官卑き故に行と云也神祇大副の職員令に神祇官伯一人云々大副一人掌同伯と有て伯の長官大少副の次官也大中臣朝臣清親右大臣正二位神祇伯大中臣朝臣清麻呂公の未孫神祇大副輔清の一男とて保延四年十二月廿九日神祇大副に任たる人なり神祇大副に任たる人なり壽詞送稱辨定奉止申此所まで天皇に申上る詞にて下は御前に侍らふ人に宣る辭別の文也又申上上に天皇に奏上る詞の終り句切と成りて此より別章とて祝詞に辭別云々に同じ故に又申久と云起して侍らふ人々に聞ゆる也儀式に奏天神壽詞と有る下に群臣皆跪と見え退出の下に親王以下皆起と有るにて知るべし天皇朝廷仁奉仕當常に臣下など云と輕して此行事預とて御許に仕奉ると云意也親王等王等諸臣百官人等小齋大齋の親王以下百官の人々の宴を賜はる限りを云り天下

四方國乃百姓諸諸集侍氏

悠紀主基の國郡司より雜色人と更也常にも國々より在京して仕奉る官人及諸司の下司にも召されて仕奉る良民まで廣く云る也續紀第一の詔も集侍云々公民諸と有ると始め何の御代あるも天下に廣く令そる時には云也見食倍食信の給へと云崇め詞也物と食ふ事をたふると云る其給の字の意あるに常に用るが故に借て書る也見給に大嘗齋庭に持齋はり參來て云々持恐みよも清まはりに仕奉云々あるを云也尊食倍の皇孫命の大嘗聞食を元由を云也歡食倍と事の取具りたるを歡べる也聞食倍の天皇に奏する壽詞を百官にも宣聞ゆれば也天皇朝廷仁八桑枝乃彌桑枝にて此木枝の扶掖し榮ゆるを以て譬とせる也乃の辭ながら如の意也又彌木榮の畧轉也と云説の春日祭の條に註を立榮仕仕支倍倍禱乎天皇朝廷に中臣の仕奉るを云禱の右に云る天神の壽詞也所聞食止親王以下の人々に禱言を聞給

へと也 恐美カシコミカシコミ 恐美カシコミカシコミ 申給マシタマハシ 止波トメナミ 久申キウマシ 辞別の文なるら天神壽詞カミヤマトノイハヒ 又引  
續けて天皇の大御前に申せ故に深く恐みよとも申すと也

延喜式の祝詞ばりて加まらば世の先でさき文の無きなり  
されりその解も多く有れと事あらなるも悉數シツスウの多きと  
みにて事簡コトシマにして意の能く通れる書ありしを歎ひ  
つるよ近き頃久保季茲大人の著されし略解なむいとうる  
とした書なるもかのれふと初學ハツガクのもれり並べ舉られ  
たる説に至りて何れの説も就ばよむとまよふと  
の心でくるまゝにひとそちに書つら孫てたべと年頃學び  
の親とたのみまゝふせし桂の上枝大人も請しまに  
べなとれつゝ去年よりその事にいさつあるも大人もど  
よりあまの事執る人なればなるにたやそくもとま  
ばそ今年の秋の半ばにぞやうく草稿なれりたるを秋の  
末つらひるい三のくふる千家の尊福君がとへの事に  
てわたくぬちまどくまひり給ひしが大人の家もやと  
まましてあるじよ書つたるものやあるとさつねられしに  
大人このまがきとさげられり見たまひて諸の説

を擧ぎひとそぢによくも書つゝ先しものゝなとふゝく先  
 でられて巻のはし先よれせよる歌をよみて贈ふれたるな  
 りまの歌もてまの書の大ゝの知り得べきものゝあふか  
 のれも其とりまゐり居てまのあたり見もし聞もしつる事  
 のそのまゝと記しておく書どいなしぬ時ハ明らなく治る  
 大御代のととまりなゝとせとふふとしのまはそのなぬか  
 りまのそないをへへのさくわん宮川のまそみ

十七チ	八	刀稱	正 文	丁 數	行 數	愆 文	正 文
十六ウ	六	よせむ	刀稱	同裏	十四	高天原爾	ノルイフ
九裏	四	新年祭	祈年祭	同裏	十二	千税	千税
同裏	二	おわし	おはし	同裏	十一	齋	齋
八表	八	坐 <small>イ</small> 氏 <small>ウ</small>	坐 <small>イ</small> 氏 <small>ウ</small>	同裏	十	項	次
七表	七	齋	齋	同裏	九	齋	齋
六裏	七	齋	齋	同裏	十三	千税	千税
五表	九	藻菜	藻菜	同裏	十四	千税	千税
同裏	一	高天原爾	圍野ヲ補フ可シ	同裏	十三	比賣神	大神の
三表	十四	ノルイフ	ノルイフ	同裏	十四	御酒者 以下九字	御酒者 以下九字
同裏	四	シ	シ	同裏	十五	岩磐	岩磐
八表	十一	坐 <small>イ</small> 氏 <small>ウ</small>	坐 <small>イ</small> 氏 <small>ウ</small>	同裏	十六	皇ら	皇ら
同裏	八	と云	と云	同裏	十六	詞にも	詞にも
九裏	二	おわし	おはし	同裏	三	ムカヒモ	ムカヒモ
十六ウ	四	新年祭	祈年祭	同裏	四	チキチ	チキチ
同裏	六	よせむ	よせむ	同裏	五	ツクリツクリ	ツクリツクリ
十七チ	八	刀稱	刀稱	同裏	十	キキミタチ	キキミタチ



同ウ	九	キ	キ	同ウ	七	棒	以下七字	削除ス可シ
四十二ヲ	四	十二	ス	同ウ	四	に	に	ど
四十六ヲ	四	カ	云	四十六ヲ	十三	八	百万	以下七字
四十八ヲ	二	訓	延	五十四ヲ	十五	運	假名ト	團野ヲ補フ可シ
	八	ト	に	五十五ヲ	六	織	部	連
四十九ヲ	十一	守	乎		七	御	宮	神
	六	初	四	同ウ	六	稱	稱	ニ
	十一	此	也	五十六ヲ	十	稱	稱	詞
同ウ	六	と	也		十四	詞	は	有
	七	月	て	五十九ヲ	三	有	る	を
五十一ヲ	四	鎮	御	同ウ	二	斤	斤	有
	十二	順	也		十五	主	王	別
五十二ヲ	一	神	也	六十ヲ	二	同	神	嘗
						祭	祭	祭

六十ヲ	十三	宣	宣	六十五ヲ	五	机	机
同ウ	五	チ	カラ	同ウ	十一	ぞ	ま
六十二ヲ	四	遷	奉	同ウ	十四	珪	乘
	十四	ト	モ	六十六ヲ	三	そ	う
同ウ	四	票	崇	六十七ヲ	六	れ	り
六十三ヲ	六	ム	ト		七	ゆ	ち
	十一	と	れ		八	宮	宮
同ウ	十五	命	は		十	ち	ふ
	二	大	か		十二	神	の
六十四ヲ	三	等	筭	六十八ヲ	四	客	容
	四	告	先		六	ち	き
六十八ヲ	十五	秦	奏	七十三ヲ	十	ミ	シ
六十九ヲ	一	擬	也	同ウ	四	ミ	シ
同ウ	三	伐	材	七十四ヲ	十二	ふ	り

七十ウ	七	神せ	神也	同ウ	二	皇皇	天皇
	九	岳	岳		六	天祈	天神
七十一ウ	七	あふ	あふ	七十五ウ	三	天	天
	八	モ	モ		十三	さを	させ
	十五	それ	す禮	七十六ウ	五	疵知	麻知
同ウ	十	長ハ	長に	七十七ウ	十一	と作	に作
七十二ウ	二	去也	云也	同ウ	四	營場	齋場
同ウ	三	物ハ	物に	七十八ウ	五	大兆	大兆

我郷里は固より邊土よて良工甚あく予か原稿の粗漏る  
 るよまゝの淨書印刷共誤謬しく如此正誤せよと雖誤脱  
 無きと保し難し看宜諸君夫選を諒して推讀を希望と

重輔誌

明治十七年九月出版  
 全 十八年三月發 屆

定價金五十五錢

新潟縣士族

著者兼出版人 桂 上 枝

越後國中蒲原郡田家  
 村第五百五十八番地

發賣所 神宮分教會所  
 越後國中蒲原郡新  
 津村

